学　生　便　覧

― 履修と学生生活のてびき ―

令和７(2025)年度入学者用

山形大学大学院教育実践研究科

目　　次

Ⅰ　教育実践研究科の概要

1．教育目標 …… 1
2．学位授与の方針 …… 1
3．本研究科の特色 …… 1
4．教育課程編成・実施の方針 …… 1

Ⅱ　履修方法

1．履修基準 …… 3
2．履修手続き …… 3
3．単位の計算基準及び単位認定 …… 3
4．修業年限 …… 4
5．授業時限 …… 4
6．現職教員のための教育方法の特例措置 …… 4
7．学位審査に係る相談・通報窓口について …… 5

Ⅲ　カリキュラム

1．到達目標と授業科目 …… 6
2．開設授業科目及び単位数 …… 13
3．教職専門実習（学校における実習科目） …… 15
4．教職実践プレゼンテーションの実施に関する内規 …… 16

Ⅳ　教育職員免許状（専修免許状） …… 18

Ⅴ　学校心理士資格取得 …… 20

附Ⅰ　関係規則

1．山形大学大学院規則 …… 21
2．山形大学学位規程 …… 28
3．山形大学大学院教育実践研究科履修規程 …… 35
4．山形大学学部規則（抜粋） …… 37
5．山形大学学生の懲戒に関する規程（抜粋） …… 40

附Ⅱ　奨学制度、授業料免除等

1．奨学制度 …… 42
2．授業料の免除 …… 42
3．学生教育研究災害傷害保険 …… 42
4．学研災付帯賠償責任保険 …… 43
5．公益財団法人やまがた教育振興財団奨学金貸与事業 …… 44

附Ⅲ　地域教育文化学部配置図 …… 46

教職実践プレゼンテーション題目（変更）届

Ⅰ　教育実践研究科の概要

１．教育目標

山形大学大学院の教育目標を踏まえ、教育実践研究科では、地域社会のニーズと実態を踏まえ、地域との関わりの中で学校教育を活性化することのできる、教職に係る高度な専門性を身に付けた教員を養成します。本研究科の教育上の理念は、「理論と実践の融合」であり、大学での研究と学校現場での実習を通して、深い学問的知識や技能と広い視野を育成し、これらを基盤として新たな教育実践を行う教員を養成することを目標としています。

２．学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

山形大学大学院の修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）のもと、教育実践研究科では、以下のような知識・態度・能力を獲得した学生に「教職修士（専門職）」の学位を授与します。

１）豊かな人間性

①　地域社会のニーズと実態を踏まえ、地域との関わりの中で学校教育を活性化することのできる高度な専門性と総合的な人間力を身に付けている。

②　学部段階で修得した資質・能力を基盤に、より実践的な指導力・展開力を備え、新しい学校づくりの有力な一員となり得る新人教員としての資質・能力を身に付けている。（学部新卒学生）

③　地域や学校における指導的役割を果たし得るスクールリーダー（中核的中堅教員等）に不可欠である確かな指導理論と優れた実践力・応用力を身に付けている。（現職教員学生）

２）深化した専門的知識・技能と文理兼修による幅広い視野

①　実践の省察等を通して、実践的研究課題を探究し、論理的に発表することができる。

②　学習科学と教科内容の特段の専門性にもとづき、授業改善を進めることができる。

３）多様な文化の理解とその共生に向けて行動できる能力

①　特別な支援を要する児童生徒に対して高度で専門的な対応を行うことができる。

②　同僚や地域社会と連携し、スクールリーダーとして学校改革を推進することができる。

３．本研究科の特色

本研究科では、教職に係る高度な専門性を育成するため、４分野を設置します。

１）学校力開発分野

学校の教育力を活性化できる豊かな「人間力」を備えた教員を養成する。同僚や地域社会と連携して学校改革を推進できる「スクールリーダー」としての資質能力の育成に重点をおくもので、現職派遣教員を対象とする。

２）学習開発分野

学習の構造・メカニズムに関する学習科学を基盤として、確かな「授業力」を備えた教員を養成する。小学校の現職教員及び小学校教員を目指す学部卒学生等を中心として、中学校及び高等学校の現職教員及びそれらの教員を目指す学部卒学生等を対象とする。

３）教科教育高度化分野

教科内容に関する特段の専門性と、その教科内容を授業や教材に具体化する力を有する国語・社会・数学・理科・英語を担う教員を養成する。中学校・高校の現職教員及び中学高校の教員を目指す学部卒学生等を対象とする。

４）特別支援教育分野

特別支援学校に在籍する障害児の重度・重複化や多様化への対応、及び通常学級に在籍する発達障害児への対応について、高度で専門的な対応ができる教員を養成する。特別支援学校や小中学校特別支援学級の現職教員、及び特別支援学校教員や小中学校特別支援学級教員を目指す学部卒学生等を対象とする。

４．教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

山形大学大学院の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に沿って、教育実践研究科では、学生が体系的かつ主体的に学習できるように教育課程を編成し、これに従って教育を行います。

１）教育課程の編成・実施等

①　教職に係る高度な専門性の基盤として、５領域の「共通科目」を設定し、さらに「理論と実践の融合」の中核となる「学校における実習科目」を配置する。

②　教職の専門性の高度化に対して、学校力開発・学習開発・教科教育高度化・特別支援教育の４分野を設け、「分野選択科目」を配置する。学生は、入学後に４分野のうち一つを選択し、各自の専門性を高めるようにする。

2）教育方法

① 総合大学のメリットを活かし、深い学問的知識と広い視野を育成できるように授業を配置する。

② 現職教員学生と学部新卒学生の学び合い等を効果的に加えて、実践的指導力の育成に特化した教育内容、フィールドワーク、事例研究、ロールプレイングやアクションリサーチ等を、実施する。

③「理論と実践の融合」の指導を行うにふさわしい指導体制を用意する。

3）教育評価

① 綿密なコースワークと明確な成績評価基準に基づいて評価を行う（修士論文は課さない）。

② 教育実践における諸課題の解決を目指し、各自が設定したテーマについて主体的かつ継続的に学修した成果を総括的に評価する。

Ⅱ 履　修　方　法

1．履修基準

学生は、２年間で次の表に従って、単位を修得する。

山形大学大学院教育実践研究科履修規程第５条（別表２）

共　通　科　目	教育課程の編成と実施	20単位
	教科等の実践的指導方法	
	教育相談・生徒指導	
	学級経営・学校経営	
	学校教育と教員の在り方	
学校における実習科目	教職専門実習	10単位
分野別選択科目	学校力開発分野／学習開発分野 教科教育高度化分野／特別支援教育分野	12単位
	応用実習領域	
	総括評価領域	4単位
合　計		46単位

①　「共通科目」は、共通科目５領域から各４単位ずつ（必修18単位と選択必修２単位）の計20単位を修得する。

②　全分野共通の必修科目である「学校における実習科目」は、計10単位を修得する。

③　「分野別選択科目（「総括評価領域」を含む。）」は、所属する分野の授業科目から10単位以上修得し、かつ他分野等からの２単位の計12単位を修得し、併せて必修科目である「総括評価領域」（各分野の教職実践プレゼンテーションⅠ及びⅡ（計４単位））を修得する。それにより計16単位を修得する。

④　履修単位の上限は、各学年前期・後期それぞれ20単位、年間で40単位とする。

開講する授業科目は、山形大学大学院教育実践研究科履修規程第３条（別表１）13頁～14頁のとおりとする。

2．履修手続き

学生は、研究指導教員の指導のもとに、履修基準に定める必要な単位を修得しなければならない。

(1) 履修登録

１）「開設授業科目及び単位数（13頁～14頁）」及び「教育実践研究科授業時間割表」により受講科目を決定し、所定の期日内に登録すること。

２）年度途中において新しく開講される授業科目については、期間を定めて履修登録を認める。

①　重複登録は認めない。

②　履修登録のない授業科目については、単位を与えない。

３）「Ⅰ、Ⅱ」の表示された科目の取り扱い。

Ⅰ・Ⅱ・・・の表示してある授業科目は、Ⅰから順序よく受講すること。

(2) 学部授業の履修

１）研究科委員会が定めるところにより、研究指導教員が特に必要と認めたときは、山形大学地域教育文化学部で開講する授業科目を履修することができる。ただし、地域教育文化学部で修得した単位は、課程修了の単位とはならない。

２）地域教育文化学部で開講する授業科目を履修する場合は、「科目等履修生」の手続きを期日までに行う。

3．単位の計算基準及び単位認定

(1) 単位の計算基準

本研究科における単位の計算基準は、山形大学学部規則第31条（37頁）による。

(2) 単位認定

１）成績の評価は、原則として、当該授業の終了する学期末に行う。

２）授業科目の履修単位は、試験または報告書等により認定する。
　各授業科目の成績は、Ｓ（秀）、Ａ（優）、Ｂ（良）、Ｃ（可）、Ｆ（不可）の評語で表し、Ｓ、Ａ、Ｂ、Ｃを合格とし、Ｆを不合格とする。成績評価は、以下の表に定める区分により行う。

評価区分	評語と評価内容
１００～９０点	Ｓ：到達目標を達成し、きわめて優秀な成績をおさめている。
８９～８０点	Ａ：到達目標を達成し、優秀な成績をおさめている。
７９～７０点	Ｂ：到達目標を達成している。
６９～６０点	Ｃ：到達目標を最低限達成している。
５９～　０点	Ｆ：到達目標を達成していない。

３）単位の認定は、試験、報告書及び論文による授業担当教員の審査に基づき、研究科委員会が行う。
４）成績評価に関して、疑義が生じた場合の問い合わせは、原則、該当する授業科目の成績が発表された日を含む３日以内（土・日曜日及び祝日を除く）に、「成績評価照会票」（様式は山形大学ホームページの「学生生活」タブ内の「授業について」の該当リンクからダウンロードできます。）に必要事項を記入のうえ、地域教育文化学部事務室教務担当へ提出してください。
　なお、詳細については、同担当窓口にご相談ください。

４．修業年限

修業年限は２年とする。在学期間は４年を超えることはできない。

５．授業時限

教育実践研究科の授業時限は、第１時限から第10時限までとする。
本研究科の授業時間割は、次のとおりとする。

授業時限	時　間　帯	校　時
第１時限	８時５０分～　９時３５分	１・２校時
2	９時３５分～１０時２０分	
3	１０時３０分～１１時１５分	３・４
4	１１時１５分～１２時００分	
5	１３時００分～１３時４５分	５・６
6	１３時４５分～１４時３０分	
7	１４時４０分～１５時２５分	７・８
8	１５時２５分～１６時１０分	
9	１６時２０分～１７時０５分	９・10
10	１７時０５分～１７時５０分	

６．現職教員のための教育方法の特例措置

大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例を実施することとし、教育現場で活躍している現職教員に対し、教員としての身分を保有したまま履修できるものとする。

①　標準修業年限
　標準修業年限は、14条特例を適用した場合でも２年とする。

②　履修指導等の方法
　授業は、１年次は学修に専念するため平日開講の授業の受講とする。２年次は、平日、夜間と土曜日の開講を考慮する。
　授業時限は、平日が、１年次１～10校時（８時50分～17時50分）、また、必要に応じて、２年次には11～14校時（18時00分～21時10分）の夜間や土曜日昼間に行う。さらに前期８月第３週及び後期３月第４週（１年次のみ）を集中講義期間、前期８月第１週及び後期12月第４週（２年次）に現職教員を対象とした補講期間を置き、長期休業期間を利用した履修を可能とする。

なお、２年次の学校における実習については、実習期間、現任校を離れて、実習に専念できる条件を整備している。

７．学位審査に係る相談・通報窓口について

山形大学では、本学が授与する学位の審査における透明性及び客観性を確保するため「学位審査に係る相談・通報窓口」を設置しています。学位の審査や取得に関して疑義が生じた場合は、エンロールメント・マネジメント部教務課にご相談ください。

（電話：023-628-4841、メールアドレス：yu-kyoiku@jm.kj.yamagata-u.ac.jp）

なお、相談等された方が、そのことを理由に不利益な取扱いを受けることはありませんので、ご安心ください。

Ⅲ カ リ キ ュ ラ ム

1．到達目標と授業科目

学校力開発分野　現職院生の到達指標

	授業科目	求められる資質能力	到達目標（C基準）
共通	カリキュラム開発の実践と課題	教育課程の編成と改善	・カリキュラム開発の意義と方法、課題を説明できる。
	学力とカリキュラムの評価		・子どもの学びを評価し、カリキュラムを改善できる。
	授業実践の記録・分析と校内研修	学習指導	・教師と学習者の思考を解釈した授業記録を書ける。 ・授業改善の議論をリードすることができる。 ・今日的課題に応える新しい教材を開発し、その到達点と課題を明確にできる。
	教材開発と児童生徒理解(言語系)		
	教材開発と児童生徒理解(数理系)		
	教材開発と児童生徒理解 (特別支援教育系)		
	児童生徒理解と支援	児童生徒の理解	・実態に応じて児童生徒を理解し支援を実践できる。
	学校カウンセリングの実践と課題		・実態に応じたカウンセリングを実践できる。
	障害のある子どもの学校学級経営	学級と学校の経営	・子どもの特性(障害)に応じた学校学級経営案を作成できる。
	組織管理の実践と学校		・学校経営の目標を作成できる。
	社会と教員の在り方	教員としての使命感と信頼	・学校の実態に即した課題と教員の使命を説明できる。
	学校の安全と防災教育		・学校安全３領域と防災教育、防災管理の手法と課題について説明できる。
学校の実習	教職専門実習Ⅰ	実践的課題の把握 学習指導と児童生徒理解 協働性	・実践的課題を明確化し、省察の意義を理解できる。 ・自らの学習指導と児童生徒理解を見直すことができる。 ・チームとしての実践力を高めることができる。
	教職専門実習Ⅱ	対応策の企画と試行 学習指導と児童生徒理解 協働性	・省察をもとに課題の対応策を企画し、試行できる。 ・学校の実態に即して学習指導と児童生徒理解を実践できる。 ・学校の一員として実践することができる。
	教職専門実習Ⅲ	対応策の提案と実践 学習指導と児童生徒理解 協働性	・省察をもとに課題の対応策を実践し、評価できる。 ・学校の実態に即して学習指導と児童生徒理解を実践できる。 ・学校の一員として実践することができる。
分野別選択	学校改善プラン開発実習	学校経営	・学校改善プランを構想、提案することができる。
	学校研究推進の実際と課題		・校内研究推進のための具体的な対策を説明できる。
	人間関係形成の実践と課題	相互理解と エンパワーメント	・コミュニケーションスキルの基礎を説明できる。
	子ども理解の事例研究		・教育相談の在り方について説明できる。
	学校力とファシリテーション		・ファシリテーションの意義と基本的スキルを理解できる。
	地域社会と社会教育	地域との連携	・実態に応じた社会教育の在り方について説明できる。
	学社融合の実践と課題		・学校と地域を結ぶアクションプランを作成できる。
	地域教育計画の事例研究		・環境要因の分析から学校経営計画を立案できる。
	教員のキャリア形成	自立と使命感	・教員のキャリア形成の意義やシステムを説明できる。
	都市圏実習（応用実習）	地域との連携 学習指導と児童生徒理解	・学校及び地域の特色や連携の状況が理解できる。 ・児童生徒の実態を把握し効果的な指導ができる。
総括評価	教職実践プレゼンテーションⅠ (学校力開発分野)	実践の省察と探究	・実践の省察等により、学校現場に応える課題を明確化できる。 ・自らの実践的研究課題を論理的に発表できる。
	教職実践プレゼンテーションⅡ (学校力開発分野)		・実践の省察等を通して、学校現場に応える課題を探究できる。 ・実践的研究課題とその探究を論理的に発表できる。

学習開発分野　学部卒院生の到達指標

	授業科目	求められる資質能力	到達目標（C基準）
共通	カリキュラム開発の実践と課題	教育課程の編成と改善	・単元構成の原理と方法の基礎を説明できる。
	学力とカリキュラムの評価		・学力の評価とカリキュラム改善の意義を理解できる。
	授業実践の記録・分析と校内研修	学習指導	・教師と学習者の思考をたどる授業記録を書ける。 ・事実をもとに教材と授業の改善を議論できる。 ・先行実践をふまえて、今日的課題に応える新しい教材を開発できる。
	教材開発と児童生徒理解(言語系)		
	教材開発と児童生徒理解(数理系)		
	教材開発と児童生徒理解 (特別支援教育系)		
	児童生徒理解と支援	児童生徒の理解	・児童生徒を理解する意義とその方法を説明できる。
	学校カウンセリングの実践と課題		・カウンセリングの意義とその方法を説明できる。
	障害のある子どもの学校学級経営	学級と学校の経営	・子どもの特性(障害)に応じた学びと学級経営を理解できる。
	組織管理の実践と学校		・学校を組織としてとらえる意義を理解できる。
	社会と教員の在り方	教員としての使命感と信頼	・学校の今日的課題と教員の使命を理解できる。
	学校の安全と防災教育		・学校安全の３領域と防災教育の手法と課題について説明できる。

学校の実習	教職専門実習Ⅰ	実践的課題の把握 学習指導と児童生徒理解	・実践的課題を明確化し、実践の省察を記述できる。 ・学習指導と児童生徒理解の関連を説明できる。
	教職専門実習Ⅱ	対応策の企画と試行 学習指導と児童生徒理解	・省察をもとに課題の対応策を企画し、試行できる。 ・児童生徒理解にもとづく学習指導を展開できる。
	教職専門実習Ⅲ	対応策の提案と実践 学習指導と児童生徒理解	・省察をもとに課題の対応策を実践し、評価できる。 ・授業と学級経営を自立的に実践できる。

分野別選択	認知学習過程と評価	学びの理解と カリキュラム構成	・認知科学の視点から子どもの学びの特質を理解できる。
	特色あるカリキュラムの開発		・子どもの実態とカリキュラム開発との関係を理解できる。
	カリキュラム開発事例研究		・子どもの具体的な学習状況からカリキュラムを理解できる。
	教科内容構成の事例研究	内容とリテラシーの開発	・実践事例をとおして教科における内容の特質を理解できる。
	教科活用力とリテラシー		・知識・技能の習得と活用を図る学習活動を理解できる。
	ＩＣＴ活用と授業改善		・ＩＣＴの指導技術を活用して授業の構想ができる。
	道徳教育の実践と課題	授業の企画と試行	・道徳の指導計画や指導案を作成し説明できる。
	外国語活動・外国語科の実際と課題		・外国語活動の指導計画と指導案を作成し説明できる。
	小規模へき地教育の実際と課題		・小規模教育の特質を理解し、具体的な課題を説明できる。
	都市圏実習（応用実習）	地域との連携 学習指導と児童生徒理解	・学校及び地域の特色や連携について記述できる。 ・児童生徒理解にもとづく学習指導を展開できる。

総括評価	教職実践プレゼンテーションⅠ (学習開発分野)	実践の省察と探究	・実践の省察等により、自己の課題を明確化できる。 ・自らの実践的研究課題を論理的に発表できる。
	教職実践プレゼンテーションⅡ (学習開発分野)		・実践の省察等を通して、課題を探究できる。 ・実践的研究課題とその探究を論理的に発表できる。

学習開発分野　現職院生の到達指標

	授業科目	求められる資質能力	到達目標（C基準）
共通	カリキュラム開発の実践と課題	教育課程の編成と改善	・カリキュラム開発の意義と方法、課題を説明できる。
	学力とカリキュラムの評価		・子どもの学びを評価し、カリキュラムを改善できる。
	授業実践の記録・分析と校内研修	学習指導	・教師と学習者の思考を解釈した授業記録を書ける。 ・授業改善の議論をリードすることができる。 ・今日的課題に応える新しい教材を開発し、その到達点と課題を明確にできる。
	教材開発と児童生徒理解(言語系)		
	教材開発と児童生徒理解(数理系)		
	教材開発と児童生徒理解 (特別支援教育系)		
	児童生徒理解と支援	児童生徒の理解	・実態に応じて児童生徒を理解し支援を実践できる。
	学校カウンセリングの実践と課題		・実態に応じたカウンセリングを実践できる。
	障害のある子どもの学校学級経営	学級と学校の経営	・子どもの特性(障害)に応じた学校学級経営案を作成できる。
	組織管理の実践と学校		・学校経営の目標を作成できる。
	社会と教員の在り方	教員としての使命感と信頼	・学校の実態に即した課題と教員の使命を説明できる。
	学校の安全と防災教育		・学校安全３領域と防災教育、防災管理の手法と課題について説明できる。

学校の実習	教職専門実習Ⅰ	実践的課題の把握 学習指導と児童生徒理解 協働性	・実践的課題を明確化し、省察の意義を理解できる。 ・自らの学習指導と児童生徒理解を見直すことができる。 ・チームとしての実践力を高めることができる。
	教職専門実習Ⅱ	対応策の企画と試行 学習指導と児童生徒理解 協働性	・省察をもとに課題の対応策を企画し、試行できる。 ・学校の実態に即して学習指導と児童生徒理解を実践できる。 ・学校の一員として実践することができる。
	教職専門実習Ⅲ	対応策の提案と実践 学習指導と児童生徒理解 協働性	・省察をもとに課題の対応策を実践し、評価できる。 ・学校の実態に即して学習指導と児童生徒理解を実践できる。 ・学校の一員として実践することができる。

分野別選択	認知学習過程と評価	学びの理解と カリキュラム構成	・認知科学の視点から子どもの学びのプロセスと評価を多面的に理解できる。
	特色あるカリキュラムの開発		・学校の特色や子どもの実態からカリキュラムを開発できる。
	カリキュラム開発事例研究		・学校の特色や子どもの実態からカリキュラムを評価できる。
	教科内容構成の事例研究	内容とリテラシーの開発	・知識・技能の習得と活用を図る単元を開発できる。
	教科活用力とリテラシー		・リテラシー育成のために教科指導の活用を図ることができる。
	ＩＣＴ活用と授業改善		・ＩＣＴの指導技術を活用して授業改善ができる。
	道徳教育の実践と課題	授業の企画と試行	・道徳の指導計画や指導案の改善ができる。
	外国語活動・外国語科の実際と課題		・外国語活動の指導計画と指導案の改善ができる。
	小規模へき地教育の実際と課題		・小規模教育の指導を構想し、課題の改善案を提案できる。
	都市圏実習（応用実習）	地域との連携 学習指導と児童生徒理解	・学校及び地域の特色や連携の状況が理解できる。 ・児童生徒の実態を把握し効果的な指導ができる。

総括評価	教職実践プレゼンテーションⅠ (学習開発分野)	実践の省察と探究	・実践の省察等により、学校現場に応える課題を明確化できる。 ・自らの実践的研究課題を論理的に発表できる。
	教職実践プレゼンテーションⅡ (学習開発分野)		・実践の省察等を通して、学校現場に応える課題を探究できる。 ・実践的研究課題とその探究を論理的に発表できる。

教科教育高度化分野　学部卒院生の到達指標

	授業科目	求められる資質能力	到達目標（C基準）
共通	カリキュラム開発の実践と課題	教育課程の編成と改善	・単元構成の原理と方法の基礎を説明できる。
	学力とカリキュラムの評価		・学力の評価とカリキュラム改善の意義を理解できる。
	授業実践の記録・分析と校内研修	学習指導	・教師と学習者の思考をたどる授業記録を書ける。 ・事実をもとに教材と授業の改善を議論できる。 ・先行実践をふまえて、今日的課題に応える新しい教材を開発できる。
	教材開発と児童生徒理解(言語系)		
	教材開発と児童生徒理解(数理系)		
	教材開発と児童生徒理解 (特別支援教育系)		
	児童生徒理解と支援	児童生徒の理解	・児童生徒を理解する意義とその方法を説明できる。
	学校カウンセリングの実践と課題		・カウンセリングの意義とその方法を説明できる。
	障害のある子どもの学校学級経営	学級と学校の経営	・子どもの特性(障害)に応じた学びと学級経営を理解できる。
	組織管理の実践と学校		・学校を組織としてとらえる意義を理解できる。
	社会と教員の在り方	教員としての使命感と信頼	・学校の今日的課題と教員の使命を理解できる。
	学校の安全と防災教育		・学校安全の３領域と防災教育の手法と課題について説明できる。

学校の実習	教職専門実習Ⅰ	実践的課題の把握 学習指導と児童生徒理解	・実践的課題を明確化し、実践の省察を記述できる。 ・学習指導と児童生徒理解の関連を説明できる。
	教職専門実習Ⅱ	対応策の企画と試行 学習指導と児童生徒理解	・省察をもとに課題の対応策を企画し、試行できる。 ・児童生徒理解にもとづく学習指導を展開できる。
	教職専門実習Ⅲ	対応策の提案と実践 学習指導と児童生徒理解	・省察をもとに課題の対応策を実践し、評価できる。 ・授業と学級経営を自立的に実践できる。

分野別選択	教材開発のための先進研究	教科内容の理解	・最先端研究に触れ、研究への取り組みを理解できる。
	教材開発のための教科内容研究 （各領域※１）		・各教科・領域の高度な専門的知識を理解できる。
	授業構成の実際と課題（※２）	内容と方法の統合	・各教科の内容の特色と今日的課題を理解し、学習指導案を作成できる。
	教材開発プロジェクトの課題と方法	教材の評価・改善	・各教科の教材開発研究の方法と課題を理解し、独自の考えにもとづく教材を提案することができる。
	教材開発プロジェクト実習(※２)		・各教科の教材開発や指導と評価の経験をもとに、単元レベルでの授業づくりとその評価、そして改善のポイントを説明することができる。
	都市圏実習（応用実習）	地域との連携 学習指導と児童生徒理解	・学校及び地域の特色や連携について記述できる。 ・児童生徒理解にもとづく学習指導を展開できる。

総括評価	教職実践プレゼンテーションⅠ (教科教育高度化分野)	実践の省察と探究	・実践の省察等により、自己の課題を明確化できる。 ・自らの実践的研究課題を論理的に発表できる。
	教職実践プレゼンテーションⅡ (教科教育高度化分野)		・実践の省察等を通して、課題を探究できる。 ・実践的研究課題とその探究を論理的に発表できる。

※１：国語学、国文学、漢文学、歴史学、哲学･倫理学、経済学、地理学、代数学、幾何学、物理学、化学、生物学、地学、英文学、英語学の各領域

※２：国語科、社会・地歴・公民科、数学科、理科、英語科の各教科

教科教育高度化分野　現職院生の到達指標

	授業科目	求められる資質能力	到達目標（C基準）
共通	カリキュラム開発の実践と課題	教育課程の編成と改善	・カリキュラム開発の意義と方法、課題を説明できる。
	学力とカリキュラムの評価		・子どもの学びを評価し、カリキュラムを改善できる。
	授業実践の記録・分析と校内研修	学習指導	・教師と学習者の思考を解釈した授業記録を書ける。 ・授業改善の議論をリードすることができる。 ・今日的課題に応える新しい教材を開発し、その到達点と課題を明確にできる。
	教材開発と児童生徒理解(言語系)		
	教材開発と児童生徒理解(数理系)		
	教材開発と児童生徒理解 (特別支援教育系)		
	児童生徒理解と支援	児童生徒の理解	・実態に応じて児童生徒を理解し支援を実践できる。
	学校カウンセリングの実践と課題		・実態に応じたカウンセリングを実践できる。
	障害のある子どもの学校学級経営	学級と学校の経営	・子どもの特性(障害)に応じた学校学級経営案を作成できる。
	組織管理の実践と学校		・学校経営の目標を作成できる。
	社会と教員の在り方	教員としての使命感と信頼	・学校の実態に即した課題と教員の使命を説明できる。
	学校の安全と防災教育		・学校安全３領域と防災教育、防災管理の手法と課題について説明できる。

学校の実習	教職専門実習Ⅰ	実践的課題の把握 学習指導と児童生徒理解 協働性	・実践的課題を明確化し、省察の意義を理解できる。 ・自らの学習指導と児童生徒理解を見直すことができる。 ・チームとしての実践力を高めることができる。
	教職専門実習Ⅱ	対応策の企画と試行 学習指導と児童生徒理解 協働性	・省察をもとに課題の対応策を企画し、試行できる。 ・学校の実態に即して学習指導と児童生徒理解を実践できる。 ・学校の一員として実践することができる。
	教職専門実習Ⅲ	対応策の提案と実践 学習指導と児童生徒理解 協働性	・省察をもとに課題の対応策を実践し、評価できる。 ・学校の実態に即して学習指導と児童生徒理解を実践できる。 ・学校の一員として実践することができる。

分野別選択	教材開発のための先進研究	教科内容の理解	・各教科・領域の最先端研究に触れ、研究への取り組みを理解できる。
	教材開発のための教科内容研究 (各領域※１)		・各教科・領域の専門的知識・技能を深め、教科の内容と特色について説明できる。
	授業構成の実際と課題（※２）	内容と方法の統合	・各教科の内容の特色と児童生徒の実態を踏まえ、今日的課題に応えるための授業を提案することができる。
	教材開発プロジェクトの課題と方法	教材の評価・改善	・各教科における児童生徒の実態を踏まえた授業の試行と評価から、実践上の課題を指摘することができる。
	教材開発プロジェクト実習(※２)		・各教科の教材開発や指導と評価の経験をもとに、単元レベルでの授業づくりとその評価、そして改善策を提案することができる。
	都市圏実習（応用実習）	地域との連携 学習指導と児童生徒理解	・学校及び地域の特色や連携の状況が理解できる。 ・児童生徒の実態を把握し効果的な指導ができる。

総括評価	教職実践プレゼンテーションⅠ (教科教育高度化分野)	実践の省察と探究	・実践の省察等により、学校現場に応える課題を明確化できる。 ・自らの実践的研究課題を論理的に発表できる。
	教職実践プレゼンテーションⅡ (教科教育高度化分野)		・実践の省察等を通して、学校現場に応える課題を探究できる。 ・実践的研究課題とその探究を論理的に発表できる。

※１：国語学、国文学、漢文学、歴史学、哲学･倫理学、経済学、地理学、代数学、幾何学、物理学、化学、生物学、地学、英文学、英語学の各領域

※２：国語科、社会・地歴・公民科、数学科、理科、英語科の各教科

特別支援教育分野　学部卒院生の到達指標

	授業科目	求められる資質能力	到達目標（C 基準）
共通	カリキュラム開発の実践と課題	教育課程の編成と改善	・単元構成の原理と方法の基礎を説明できる。
	学力とカリキュラムの評価		・学力の評価とカリキュラム改善の意義を理解できる。
	授業実践の記録・分析と校内研修	学習指導	・教師と学習者の思考をたどる授業記録を書ける。
	教材開発と児童生徒理解(言語系)		・事実をもとに教材と授業の改善を議論できる。
	教材開発と児童生徒理解(数理系)		・先行実践をふまえて、今日的課題に応える新しい教材を開発できる。
	教材開発と児童生徒理解(特別支援教育系)		
	児童生徒理解と支援	児童生徒の理解	・児童生徒を理解する意義とその方法を説明できる。
	学校カウンセリングの実践と課題		・カウンセリングの意義とその方法を説明できる。
	障害のある子どもの学校学級経営	学級と学校の経営	・子どもの特性(障害)に応じた学びと学級経営を理解できる。
	組織管理の実践と学校		・学校を組織としてとらえる意義を理解できる。
	社会と教員の在り方	教員としての使命感と信頼	・学校の今日的課題と教員の使命を理解できる。
	学校の安全と防災教育		・学校安全の 3 領域と防災教育の手法と課題について説明できる。

学校の実習	教職専門実習Ⅰ	実践的課題の把握 学習指導と児童生徒理解	・実践的課題を明確化し、実践の省察を記述できる。 ・障害児の理解と学習指導との関連を説明できる。
	教職専門実習Ⅱ (特別支援教育分野)	対応策の企画と試行 学習指導と児童生徒理解	・特別支援学校における課題の対応策を企画、試行できる。 ・障害児の理解にもとづく学習指導を展開できる。
	教職専門実習Ⅲ (特別支援教育分野)	対応策の提案と実践 学習指導と児童生徒理解	・特別支援学校における課題の対応策を実践、評価できる。 ・障害児に対する授業と学級経営を自立的に実践できる。

分野別選択	知的障害児の理解と支援	障害の理解と支援	・知的障害児の特徴的な内容を理解しながら、その課題を考察し、記述できる。
	肢体不自由児の理解と支援		・肢体不自由児に関する基礎的事項を理解し、個別の指導計画作成の基礎を身につけることができる。
	病弱児の理解と支援		・病弱児に関する基礎的事項を理解し、個別の指導計画作成の基礎を身につけることができる。
	脳科学からみた障害児支援		・各障害児の特徴的な内容を理解しながら、その課題を考察し、記述できる。
	障害児のコミュニケーション支援	障害児の指導実践	・コミュニケーション能力に関する基礎的事項を理解することができる。
	発達障害児の事例分析		・発達障害児の特徴的な内容を理解しながら、個別の指導計画を作成して指導することができる。
	コミュニケーション障害児の事例分析		・コミュニケーション能力を理解しながら、個別の指導計画を考えることができる。
	特別支援教育コーディネーターの役割と支援	学校と地域における連携	・特別支援教育コーディネーターの目的と役割を理解することができる。
	障害児のキャリア支援		・障害児者の進路先の状況と課題を理解することができる。
	都市圏実習（応用実習）	地域との連携 学習指導と児童生徒理解	・学校及び地域の特色や連携について記述できる。 ・児童生徒理解にもとづく学習指導を展開できる。

総括評価	教職実践プレゼンテーションⅠ (特別支援教育分野)	実践の省察と探究	・特別支援教育にかかわる実践の省察等により、自己の課題を明確化できる。 ・特別支援教育にかかわる自らの実践的研究課題を論理的に発表できる。
	教職実践プレゼンテーションⅡ (特別支援教育分野)		・特別支援教育にかかわる実践の省察等を通して、課題を探究できる。 ・特別支援教育にかかわる実践的研究課題とその探究を論理的に発表できる。

特別支援教育分野　現職院生の到達指標

	授業科目	求められる資質能力	到達目標（C基準）
共通	カリキュラム開発の実践と課題	教育課程の編成と改善	・カリキュラム開発の意義と方法、課題を説明できる。
	学力とカリキュラムの評価		・子どもの学びを評価し、カリキュラムを改善できる。
	授業実践の記録・分析と校内研修	学習指導	・教師と学習者の思考を解釈した授業記録を書ける。 ・授業改善の議論をリードすることができる。 ・今日的課題に応える新しい教材を開発し、その到達点と課題を説明できる。
	教材開発と児童生徒理解(言語系)		
	教材開発と児童生徒理解(数理系)		
	教材開発と児童生徒理解 (特別支援教育系)		
	児童生徒理解と支援	児童生徒の理解	・実態に応じて児童生徒を理解し支援を実践できる。
	学校カウンセリングの実践と課題		・実態に応じたカウンセリングが実践できる。
	障害のある子どもの学校学級経営	学級と学校の経営	・子どもの特性(障害)に応じた学校学級経営案を作成できる。
	組織管理の実践と学校		・学校経営の目標を作成できる。
	社会と教員の在り方	教員としての使命感と信頼	・学校の実態に即した課題と教員の使命を説明できる。
	学校の安全と防災教育		・学校安全３領域と防災教育、防災管理の手法と課題について説明できる。

学校の実習	教職専門実習Ⅰ	実践的課題の把握 学習指導と児童生徒理解 協働性	・実践的課題を明確化し、実践の省察を理解できる。 ・自らの障害児理解と学習指導を見直すことができる。 ・特別支援教育におけるチームの実践力を高めることができる。
	教職専門実習Ⅱ (特別支援教育分野)	対応策の企画と試行 学習指導と児童生徒理解 協働性	・特別支援学校における課題の対応策を企画、試行できる。 ・障害像や状況に即した学習指導と児童生徒理解を実践できる。 ・特別支援学校における学校の一員として実践ができる。
	教職専門実習Ⅲ (特別支援教育分野)	対応策の提案と実践 学習指導と児童生徒理解 協働性	・特別支援学校における課題の対応策を実践、評価できる。 ・障害像や状況に即した学習指導と児童生徒理解を実践できる。 ・特別支援学校における学校の一員として実践ができる。

分野別選択	知的障害児の理解と支援	障害の理解と支援	・知的障害児の特徴的な内容を理解するとともに、簡略化された個別の支援計画を作成することができる。
	肢体不自由児の理解と支援		・肢体不自由児の障害特性を理解した支援方法を考慮しながら、個別の指導計画の作成ができる。
	病弱児の理解と支援		・病弱児の障害特性を理解した支援方法を考慮しながら、個別の指導計画を作成することができる。
	脳科学からみた障害児支援		・各障害児の特徴的な内容を理解するとともに、支援方法の開発を提案することができる。
	障害児のコミュニケーション支援	障害児の指導実践	・補助代替機能の活用をふまえた障害児のコミュニケーション支援のあり方を考えることができる。
	発達障害児の事例分析		・発達障害児の個別検査実施やプロフィール分析をしながら、個別の指導計画を作成して指導することができる。
	コミュニケーション障害児の事例分析		・コミュニケーションの補助代替機能の活用をふまえ、個別の指導計画を立案指導することができる。
	特別支援教育コーディネーターの役割と支援	学校と地域における連携	・勤務校において特別支援教育コーディネーターの目的と役割を理解することができる。
	障害児のキャリア支援		・勤務校のキャリア教育の現状と課題を分析しながら、個別の移行支援計画の作成と支援ができる。

総括評価	教職実践プレゼンテーションⅠ (特別支援教育分野)	実践の省察と探究	・特別支援教育にかかわる実践の省察等により、学校現場に応える課題を明確化できる。 ・特別支援教育にかかわる自らの実践的研究課題を論理的に発表できる。
	教職実践プレゼンテーションⅡ (特別支援教育分野)		・特別支援教育にかかわる実践の省察等を通して、学校現場に応える課題を探究できる。 ・特別支援教育にかかわる実践的研究課題とその探究を論理的に発表できる。

２．開設授業科目及び単位数

山形大学大学院教育実践研究科履修規程第３条　別表１

科目区分		授業科目	開講学年	開講単位	必選別	開講週時間数			
						１年次		２年次	
						前	後	前	後
共通科目	教育課程の編成と実施	カリキュラム開発の実践と課題	1	2	必	2			
		学力とカリキュラムの評価	1	2	必		2		
	教科等の実践的指導方法	授業実践の記録・分析と校内研修	1	2	必	2			
		教材開発と児童生徒理解（言語系）	1	2	選	2			
		教材開発と児童生徒理解（数理系）	1	2	選	2			
		教材開発と児童生徒理解（特別支援教育系）	1	2	選	2			
	教育相談・生徒指導	児童生徒理解と支援	1	2	必	2			
		学校カウンセリングの実践と課題	1	2	必		2		
	学級経営・学校経営	障害のある子どもの学校学級経営	1	2	必	2			
		組織管理の実践と学校	1	2	必		2		
	学校教育と教員の在り方	社会と教員の在り方	1	2	必	2			
		学校の安全と防災教育	1	2	必		2		
学校実習科目	教職専門実習	教職専門実習Ⅰ（附属学校）	1	3	必	3週間			
		教職専門実習Ⅱ（連携協力校）	1	3	選		3週間		
		教職専門実習Ⅱ（特別支援教育分野）	1	3	選		3週間		
		教職専門実習Ⅲ（附属学校または連携協力校）	2	4	選				4週間
		教職専門実習Ⅲ（特別支援教育分野）	2	4	選				4週間
分野別選択科目	学校力開発分野	学校研究推進の実際と課題	1	2	選	2			
		人間関係形成の実践と課題	1	2	選	2			
		子ども理解の事例研究	1	2	選		2		
		地域社会と社会教育	1	2	選		2		
		学社融合の実践と課題	1	2	選		2		
		学校力とファシリテーション	1	2	選		2		
		地域教育計画の事例研究	1	2	選	2			
		学校改善プラン開発実習	2	2	選※			2	
		教員のキャリア形成	2	2	選			2	
	学習開発分野	認知学習過程と評価	1	2	選	2			
		道徳教育の実践と課題	1	2	選	2			
		特色あるカリキュラムの開発	1	2	選		2		
		教科内容構成の事例研究	1	2	選		2		
		外国語活動・外国語科の実際と課題	1	2	選	2			
		小規模へき地教育の実際と課題	1	2	選		2		
		ＩＣＴ活用と授業改善	1	2	選		2		
		カリキュラム開発事例研究	2	2	選※			2	
		教科活用力とリテラシー	2	2	選				2
	教科教育高度化分野	教材開発プロジェクトの課題と方法	2	2	選※			2	
		教材開発のための先進研究	1	2	選※		2		
		教材開発のための教科内容研究（国語学領域）	1	2	選	2			
		教材開発のための教科内容研究（国文学領域）	1	2	選		2		
		教材開発のための教科内容研究（漢文学領域）	1	2	選	2			
		国語科授業構成の実際と課題	1	2	選		2		
		国語科教材開発プロジェクト実習	2	2	選				2
		教材開発のための教科内容研究（歴史学領域）	1	2	選	2			
		教材開発のための教科内容研究（哲学・倫理学領域）	1	2	選		2		
		教材開発のための教科内容研究（経済学領域）	1	2	選	2			
		教材開発のための教科内容研究（地理学領域）	1	2	選	2			

科目区分		授業科目	開講学年	開講単位	必選別	開講週時間数			
						1年次		2年次	
						前	後	前	後
分野別選択科目	教科教育高度化分野	社会・地歴・公民科授業構成の実際と課題	1	2	選		2		
		社会・地歴・公民科教材開発プロジェクト実習	2	2	選				2
		教材開発のための教科内容研究（代数学領域）	1	2	選		2		
		教材開発のための教科内容研究（幾何学領域）	1	2	選	2			
		数学科授業構成の実際と課題	1	2	選		2		
		数学科教材開発プロジェクト実習	2	2	選				2
		教材開発のための教科内容研究（物理学領域）	1	2	選	2			
		教材開発のための教科内容研究（化学領域）	1	2	選		2		
		教材開発のための教科内容研究（生物学領域）	1	2	選	2			
		教材開発のための教科内容研究（地学領域）	1	2	選	2			
		理科授業構成の実際と課題	1	2	選		2		
		理科教材開発プロジェクト実習	2	2	選				2
		教材開発のための教科内容研究（英文学領域）	1	2	選	2			
		教材開発のための教科内容研究（英語学領域）	1	2	選	2			
		英語科授業構成の実際と課題	1	2	選		2		
		英語科教材開発プロジェクト実習	2	2	選				2
	特別支援教育分野	知的障害児の理解と支援	1	2	選	2			
		肢体不自由児の理解と支援	1	2	選	2			
		病弱児の理解と支援	2	2	選			2	
		脳科学からみた障害児支援	1	2	選		2		
		障害児のコミュニケーション支援	1	2	選		2		
		発達障害児の事例分析	2	2	選※			2	
		コミュニケーション障害児の事例分析	2	2	選				2
		特別支援教育コーディネーターの役割と支援	1	2	選		2		
		障害児のキャリア支援	2	2	選			2	
	応用実習領域	◇都市圏実習	1	2	選		2		
	総括評価領域	教職実践プレゼンテーションⅠ（学校力開発分野）	1	2	選	2	2		
		教職実践プレゼンテーションⅠ（学習開発分野）	1	2	選	2	2		
		教職実践プレゼンテーションⅠ（特別支援教育分野）	1	2	選	2	2		
		教職実践プレゼンテーションⅠ（教科教育高度化分野）	1	2	選	2	2		
		教職実践プレゼンテーションⅡ（学校力開発分野）	2	2	選			2	2
		教職実践プレゼンテーションⅡ（学習開発分野）	2	2	選			2	2
		教職実践プレゼンテーションⅡ（特別支援教育分野）	2	2	選			2	2
		教職実践プレゼンテーションⅡ（教科教育高度化分野）	2	2	選			2	2

1) 選択した分野では※のある授業科目を必ず履修すること。
2) ◇で示す科目は適宜開講

【山形大学大学院共通科目】

科目区分	授業科目	開講単位数	備考
大学院共通科目	地域創生・次世代形成・多文化共生論	2	
	キャリア・マネジメント	1	
	研究者としての基礎スキル	1	
	データサイエンス	1	
	Academic Skills : Scientific Presentations + Writing	1	
	異分野連携論	1	
	異分野実践研修	1	
	知財と倫理	1	
	技術経営学概論	1	
	Global Materials System Innovation	1	
	先端医科学特論	2	
	食の未来を考える	1	
	社会文化創造論Ⅰ	1	
	AIデザイン演習	1	

○この共通科目の履修単位は、大学院教育実践研究科の修了に必要な単位には含まれません。
前期、後期の履修上限の単位数にも含まれません。

3．教職専門実習（学校における実習科目）

(1)「教職専門実習」（学校における実習科目）の概要

「教職専門実習」（学校における実習科目）は、学校現場での課題に応える、高度な教職実践力としての課題解決能力の修得と定着をねらいとする。

「教職専門実習」は、次の４つの資質能力の育成を図る。

①課題を的確に把握できる力、②対応策を策定できる力、

③実践できる力、④実践を省察し、再構成できる力

このねらいに沿って、本研究科における実習は、教職専門実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲから構成される。各々の教職専門実習の概要は、次表の通りである。

教職専門実習Ⅰ	１年前期、６月～７月	附属学校で３週間の実習を行う。
教職専門実習Ⅱ	１年後期、10月～11月	連携協力校で３週間の実習を行う。
教職専門実習Ⅲ	２年後期、10月～11月	附属学校もしくは連携協力校で４週間の実習を行う。

各実習のねらい（到達目標）は、各分野の到達指標の項（６～10頁）を参照すること。

(2) 特別支援教育分野の「教職専門実習」（特別支援学校）の概要

本実習は「教職専門実習」（学校における実習科目）で掲げるねらいのうち、特に特別支援教育に関する領域について学ぶものとする。このため以下のような構成とする。

①実習は、本学で取得可能な特別支援学校教諭専修免許状の３領域（知的・肢体不自由・病弱）に該当する特別支援学校での実習とする。

②教職専門実習の各々の概要は下記の通りである。

教職専門実習Ⅰ	１年前期、６月～７月	附属特別支援学校で３週間の実習を行う。
教職専門実習Ⅱ （特別支援教育分野）	１年後期、10月～11月	・連携協力校で３週間の実習を行う。 ・特別支援学校における３領域（知的・肢体不自由・病弱）のうち１領域を選択して実習を行う。
教職専門実習Ⅲ （特別支援教育分野）	２年後期、10月～11月	・附属特別支援学校あるいは連携協力校で４週間の実習を行う。 ・特別支援学校における３領域（知的・肢体不自由・病弱）のうち１領域を選択して実習を行う。

各実習のねらい（到達目標）は、特別支援教育分野の「到達指標」の項（11～12頁）を参照することとし、次の点に留意すること。

学部卒院生は、教職専門実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲを通して、特別支援学校における３領域（知的・肢体不自由・病弱）の実習を行うことを原則とする。

現職院生は、次の方法から選択し実習を行う。（A）教職専門実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲで特別支援学校における３領域（知的・肢体不自由・病弱）の実習を行う。（B）教職専門実習Ⅱ・Ⅲにおいて、自ら見出した実践的課題の対応策の実践や実践的指導力の向上を目指し、特別支援学校における３領域（知的・肢体不自由・病弱）の中から領域を選択し実習を行う。

(3) 附属学校と連携協力校

本学は、附属小学校、附属中学校、附属特別支援学校、附属幼稚園を有している。このほか、連携協力校を、下表の通り設けている。

小学校	中学校	高校	特別支援学校
1　山形市立第一小学校 2　山形市立第二小学校 3　山形市立第三小学校 4　山形市立第四小学校 5　山形市立第七小学校 6　山形市立第八小学校 7　山形市立第九小学校 8　山形市立第十小学校 9　山形市立千歳小学校 10　山形市立金井小学校 11　山形市立大郷小学校 12　山形市立明治小学校 13　山形市立出羽小学校 14　山形市立東沢小学校	1　山形市立第一中学校 2　山形市立第二中学校 3　山形市立第三中学校 4　山形市立第四中学校 5　山形市立第五中学校 6　山形市立第六中学校 7　山形市立第九中学校 8　山形市立第十中学校 9　山形市立金井中学校 10　山形市立高楯中学校 11　山形市立蔵王第一中学校	1　山形県立山形東高校 2　山形県立山形南高校 3　山形県立山形西高校 4　山形県立山形北高校 5　山形県立山形工業高校 6　山形県立山形中央高校 7　山形県立霞城学園高校 8　山形県立上山明新館高校 9　山形県立天童高校 10　山形県立寒河江高校 11　山形県立寒河江工業高校 12　山形県立谷地高校 13　山形県立左沢高校	1　山形県立山形養護学校 2　山形県立ゆきわり養護学校 3　山形県立村山特別支援学校 4　山形県立楯岡特別支援学校

15　山形市立滝山小学校 16　山形市立南沼原小学校 17　山形市立蔵王第一小学校 18　山形市立蔵王第二小学校 19　山形市立西山形小学校 20　山形市立村木沢小学校 21　山形市立大曽根小学校 22　山形市立南小学校 23　山形市立西小学校 24　山形市立東小学校 25　山形市立宮浦小学校 26　山形市立桜田小学校		14　山形県立村山産業高校 15　山形県立南陽高校 16　山形県立荒砥高校	

2025(令和７)年３月現在の実習校

４．教職実践プレゼンテーションの実施に関する内規

(趣旨)

第１条　本学大学院教育実践研究科（以下「本研究科」という。）は、修了要件単位数を46単位とし、修士論文を課さず、修了判定として、「教職実践プレゼンテーションⅠ」（１年次通年２単位）及び「教職実践プレゼンテーションⅡ」（２年次通年２単位）に合格することとしている。この教職実践プレゼンテーションの実施に関しては、山形大学大学院規則、山形大学学位規程及び山形大学大学院教育実践研究科履修規程に定めるもののほか、この内規の定めるところによる。

(教職実践プレゼンテーションⅠの題目（変更）届の提出)

第２条　学生は、研究指導教員の指導の下に「教職実践プレゼンテーションⅠ」の題目を定め、10月末日正午までに「教職実践プレゼンテーションⅠ題目（変更）届」を小白川キャンパス事務部総務課に提出する。

(教職実践プレゼンテーションⅠの実践研究報告書の提出)

第３条　「教職実践プレゼンテーションⅠ」を履修し成績評価を受けようとする者は、研究指導教員の指導の下に、「実践研究報告書」を作成し小白川キャンパス事務部総務課に提出する。「実践研究報告書」の提出は、１月末日正午とする。

(教職実践プレゼンテーションⅠの評価委員)

第４条　「教職実践プレゼンテーションⅠ」の評価は、山形大学学術研究院規程第８条第１項に基づく主担当教員として大学院実践研究科に配置された教員及び山形大学学術研究院規程第８条第２項に基づく副担当教員として大学院教育実践研究科に配置された教員（以下「担当教員」という。）があたる。研究科委員会は、提出された「実践研究報告書」１編につき主査１人及び副査２人計３人の評価委員を選出し、評価委員会を構成する。ただし、主査は、原則として主担当指導教員とし、評価委員会は、研究者教員と実務家教員から構成することとする。

２　研究科委員会は、学生の指導上の必要を認めた場合は、地域教育文化学部の該当する専門分野の研究者に評価委員を依頼することができる。

(教職実践プレゼンテーションⅠの評価方法)

第５条　「教職実践プレゼンテーションⅠ」の評価は、全評価委員が出席の上、「教職実践プレゼンテーションⅠ評価委員」が、主査の総括の下に行う。「教職実践プレゼンテーションⅠ」の評価の実施は、「実践研究報告書」とその発表を中心として、到達指標に基づき、これに関連のある事項について口頭による質疑応答を通じて行う。

(教職実践プレゼンテーションⅠの評価結果及びその報告)

第６条　「教職実践プレゼンテーションⅠ評価委員」は、「実践研究報告書」の評価及び発表会での評価を、「教職実践プレゼンテーションⅠ最終報告書」により、２月25日までに研究科長に提出する。

(教職実践プレゼンテーションⅡの題目（変更）届の提出)

第７条　学生は、指導教員の指導の下に「教職実践プレゼンテーションⅡ」の題目を定め、５月末日正午までに「教職実践プレゼンテーションⅡ題目（変更）届」を小白川キャンパス事務部総務課に提出する。

(教職実践プレゼンテーションⅡの実践研究報告書の提出)
第８条　「教職実践プレゼンテーションⅡ」を履修し成績評価を受けようとする者は、研究指導教員の指導の下に、「実践研究報告書」を作成し小白川キャンパス事務部総務課に提出する。「実践研究報告書」の提出は、１月末日正午とする。

(教職実践プレゼンテーションⅡの評価委員)
第９条　「教職実践プレゼンテーションⅡ」の評価は、担当教員があたる。研究科委員会は、提出された「実践研究報告書」１編につき主査１人及び副査２人計３人の評価委員を選出し、評価委員会を構成する。ただし、主査は、原則として主担当指導教員とし、評価委員会は、研究者教員と実務家教員から構成することとする。
２　研究科委員会は、学生の指導上の必要を認めた場合は、地域教育文化学部の該当する専門分野の研究者に評価委員を依頼することができる。

(教職実践プレゼンテーションⅡの評価方法)
第10条　「教職実践プレゼンテーションⅡ」の評価は、全評価委員が出席の上、「教職実践プレゼンテーションⅡ評価委員」が、主査の総括の下に行う。「教職実践プレゼンテーションⅡ」の評価の実施は、「実践研究報告書」とその発表を中心として、到達指標に基づき、これに関連のある事項について口頭による質疑応答を通じて行う。

(教職実践プレゼンテーションⅡの評価結果及びその報告)
第11条　「教職実践プレゼンテーションⅡ評価委員」は、「実践研究報告書」の評価及び発表会での評価を、「教職実践プレゼンテーションⅡ最終報告書」により、２月25日までに研究科長に提出する。

(教職実践プレゼンテーションⅠ及びⅡの「実践研究報告書」等の保管)
第12条　提出された「実践研究報告書」は、本研究科で保管する。
２　前項の「実践研究報告書」は、永久保管とする。

(その他)
第13条　第２条、第３条、第６条、第７条、第８条及び第11条の規定において提出すべき日が土曜日、日曜日又は休日にあたる場合は、その直前の平日に読み替える。

附　則
この内規は、平成21年４月１日から施行する。
（省　略）
附　則
この内規は、令和４年４月１日から施行する。

Ⅳ　教育職員免許状（専修免許状）

本研究科に開設された授業科目は、「教職に関する科目」として課程認定を受けている。

小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭及び幼稚園教諭の一種免許状を有する者は、本研究科において、「教科又は教職に関する科目」として24単位を修得することにより、それぞれに相応する次の専修免許状（免許教科の種類）を取得することができる。

特別支援学校教諭の一種免許状を有する者は、本研究科において、「特別支援教育に関する科目」として24単位を修得することにより、特別支援学校教諭専修免許状を取得することができる。

① 小学校教諭専修免許状
② 中学校教諭専修免許状（国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、英語）
③ 高等学校教諭専修免許状（国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、保健体育、保健、工業、家庭、英語）
④ 幼稚園教諭専修免許状
⑤ 特別支援学校教諭専修免許状（知的障害者、肢体不自由者、病弱者）

別表第一（第五条、第五条の二関係）

第一欄		第二欄	第三欄	
所要資格 ＼ 免許状の種類		基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数	
			教科及び教職に関する科目	特別支援教育に関する科目
幼稚園教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	七五	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	五一	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	三一	
小学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	八三	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	五九	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	三七	
中学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	八三	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	五九	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	三五	
高等学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	八三	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	五九	
特別支援学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		五〇
	一種免許状	学士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		二六
	二種免許状	小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		一六

備考

一　この表における単位の修得方法については、文部科学省令で定める（別表第二から別表第八までの場合においても同様とする。）。

一の二　文部科学大臣は、前号の文部科学省令を定めるに当たつては、単位の修得方法が教育職員として必要な知識及び技能を体系的かつ効果的に修得させるものとなるよう配慮するとともに、あらかじめ、第十六条の三第三項の政令で定める審議会等の意見を聴かなければならない（別表第二から別表第八までの場合においても同様とする。）。

二　第二欄の「修士の学位を有すること」には、学校教育法第百四条第三項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する場合又は大学（短期大学を除く。第六号及び第七号において同じ。）の専攻科若しくは文部科学大臣の指定するこれに相当する課程に一年以上在学し、三十単位以上修得した場合を含むものとする（別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。）。

二の二　第二欄の「学士の学位を有すること」には、学校教育法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学を卒業した者に対して授与されるものに限る。）を有する場合又は文部科学大臣が学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする（別表第二の場合においても同様とする。）。

二の三　第二欄の「短期大学士の学位を有すること」には、学校教育法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学を卒業した者に対して授与されるものを除く。）若しくは同条第六項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する場合、文部科学大臣の指定する教員養成機関を卒業した場合又は文部科学大臣が短期大学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする（別表第二の二の場合においても同様とする。）。

三　高等学校教諭以外の教諭の二種免許状の授与の所要資格に関しては、第三欄の「大学」には、文部科学大臣の指定する教員養成機関を含むものとする。

四　この表の規定により幼稚園、小学校、中学校若しくは高等学校の教諭の専修免許状若しくは一種免許状又は幼稚園、小学校若しくは中学校の教諭の二種免許状の授与を受けようとする者については、特に必要なものとして文部科学省令で定める科目の単位を大学又は文部科学大臣の指定する教員養成機関において修得していることを要するものとする（別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。）。

五　第三欄に定める科目の単位は、次のいずれかに該当するものでなければならない（別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。）。

イ　文部科学大臣が第十六条の三第三項の政令で定める審議会等に諮問して免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程（以下「認定課程」という。）において修得したもの

ロ　免許状の授与を受けようとする者が認定課程以外の大学の課程又は文部科学大臣が大学の課程に相当するものとして指定する課程において修得したもので、文部科学省令で定めるところにより当該者の在学する認定課程を有する大学が免許状の授与の所要資格を得させるための教科及び教職に関する科目として適当であると認めるもの

六　前号の認定課程には、第三欄に定める科目の単位のうち、教科及び教職に関する科目（教員の職務の遂行に必要な基礎的な知識技能を修得させるためのものとして文部科学省令で定めるものに限る。）又は特別支援教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年以上とする課程を含むものとする。

七　専修免許状に係る第三欄に定める科目の単位数のうち、その単位数からそれぞれの一種免許状に係る同欄に定める科目の単位数を差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学の専攻科の課程において修得するものとする（別表第二の二の場合においても同様とする。）。

八　一種免許状（高等学校教諭の一種免許状を除く。）に係る第三欄に定める科目の単位数は、短期大学の課程及び短期大学の専攻科で文部科学大臣が指定するものの課程において修得することができる。この場合において、その単位数からそれぞれの二種免許状に係る同欄に定める科目の単位数を差し引いた単位数については、短期大学の専攻科の課程において修得するものとする。

Ⅴ　学校心理士資格取得

学校心理士とは、【学校等をフィールドとした心理教育的援助の専門家】である。一般社団法人学校心理士認定運営機構が認定する資格である。

「学校心理士」は、学校生活におけるさまざまな問題について、カウンセリングなどによる子どもへの直接的援助を行うとともに、子どもを取り巻く保護者や教師、学校に対しても、「学校心理学」の専門的知識と技能をもって、心理教育的援助サービスを行うことを目的としている。

資格認定審査は、学校心理士認定運営機構において、「提出された書類」「筆記試験」「ケースレポートまたは研究実績」によって行われる。

１．教職大学院修了見込み者を対象とする資格申請

「教職大学院類型見込み」の条件を満たすのは、大学院在学中（翌年３月大学院修士課程修了見込み）で、次の２要件をすべて満たしている者である。

（１）大学院修了までに所定の科目（下記「２．大学院修了までに修得する単位」参照）の単位修得が予定されていること。

（２）大学院入学後、１年以上の学校心理学に関する専門的実務経験を行い、大学院修了までにその実務経験が１年以上に達する見込みであること。この実務経験は、教職大学院類型の場合、「学校における実習」10単位(300時間以上)をあてることもできる。

２．大学院修了までに修得する単位

共通科目の５領域全てにおいて、下記の単位数を履修すること

（１）教育課程の編成・実施に関する領域 ＜２単位以上＞

（２）教科等の実践的な指導方法に関する 領域＜２単位以上＞

（３）生徒指導・教育相談に関する領域 ＜４単位以上＞

（４）学級経営・学校経営に関する領域＜２単位以上＞

（５）学校教育と教員の在り方に関する領域＜２単位以上＞

３．専門的実務経験

「学校における実習」10単位(300時間以上)をあてることもできる。

なお、専門的実務経験とは、次の内容になる。①心理的・教育的問題に直面している幼児・児童・生徒等に関わる教員・学校・保護者等へのコンサルテーション、 ②学業不振・ＬＤ（学習障害）などについての心理検査の実施とそれに基づく援助計画作成およびその実践、③学校や学級不適応・不登校・いじめなどに関する相談やカウンセリング、④自己理解や進路に関する幼児・児童・生徒等への心理教育的援助など、 学校心理学の知見と技法を基盤とした専門的、実際的な活動を行うことである。

４．ケースレポート

ケースレポートは、スーパーバイザーの指導を受けたケース（申請時直近５年以内のもの。ケースの実施期間の開始日または終了日が含まれていれば可）について学校心理学の観点から作成するものである。大学院の授業（実習など）の一環として行われた実践も可とする。山形県のスーパーバイザーは、本学教員の川村修弘である。

詳しくは、一般社団法人学校心理士認定運営機構のホームページを参照すること。

附Ⅰ　関係規則

１．山形大学大学院規則　　（昭和39年４月１日制定）

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規則は、国立大学法人山形大学及び山形大学基本組織規則第25条第３項の規定に基づき、山形大学大学院（以下「本大学院」という。）における教育の実施について必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第１条の２　本大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

２　各研究科の目的、課程・専攻、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科	目　　的	課　程・専　攻	入学定員	収容定員
社会文化創造研究科	人文科学、社会科学、臨床心理学及び芸術・スポーツ科学を核にしながら、人間社会を「社会」と「文化」の関係から捉え直し、地域的な展開を新たに創造・実践できる人材を養成することを目的とする。	修士課程 社会文化創造専攻 計	 24 24	 48 48
医学系研究科	高度な技能と研究能力を併せ持つ臨床専門領域の指導者並びに臨床医学の素養を有する医学系研究者を養成するとともに、医療水準の向上に関わる最先端の医学情報を発信する卓越した教育研究拠点を形成することを目的とする。	博士課程 医学専攻 博士前期課程 看護学専攻 先進的医科学専攻 博士後期課程 看護学専攻 先進的医科学専攻 計	 26 10 6 3 4 49	 104 20 12 9 12 157
理工学研究科	種々の分野で先端科学技術を将来にわたり維持し発展させるために、広範な基礎学力に基づいた高度の専門知識と能力を備えた、柔軟で独創性豊かな科学者及び技術者の養成を目的とする。	博士前期課程 理学専攻 化学・バイオ工学専攻 情報・エレクトロニクス専攻 機械システム工学専攻 建築・デザイン・マネジメント専攻 小　　計 博士後期課程 地球共生圏科学専攻 先進工学専攻 小　　計 計	 53 67 62 63 12 257 5 16 21 278	 106 134 124 126 24 514 15 48 63 577
有機材料システム研究科	有機材料を最大限に活用した新たな付加価値を持つシステムである有機材料システムは、人と人、人とモノを有機的につなげ、アンビエントな社会を実現するための社会基盤技術として期待が高まっている分野であり、当該技術を社会（地域）実装するためのエンジンとなる人材の養成を目的とする。	博士前期課程 有機材料システム専攻 博士後期課程 有機材料システム専攻 計	 98 10 108	 196 30 226

研究科	目　　的	課　程・専　攻	入学定員	収容定員
農学研究科	学術研究の高度化と優れた研究者の養成、高度専門職業人の養成と社会人の再教育及び教育研究を通した国際交流の推進を目標として、幅広い知識とともに深い専門性を身につけ、創造力を豊かに発揮できる高度な知的能力を持った人材の養成を目的とする。	修士課程 農学専攻 計	 38 38	 76 76
教育実践研究科	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(以下「小学校等」という。)の高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員の養成のための教育を行うことを目的とする。	専門職学位課程 教職実践専攻 計	 20 20	 40 40
合　　計			517	1,124

備考　博士課程（医学系研究科医学専攻を除く。）は、これを前期２年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期３年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱う。

第２章　標準修業年限

（標準修業年限）

第２条　修士課程及び専門職学位課程の標準修業年限は、２年とする。

２　医学系研究科看護学専攻及び先進的医科学専攻、理工学研究科並びに有機材料システム研究科の博士課程の標準修業年限は、５年とし、博士前期課程の標準修業年限は２年、博士後期課程の標準修業年限は、３年とする。

３　医学系研究科医学専攻博士課程の標準修業年限は、４年とする。

４　在学期間は、標準修業年限の２倍の年数を超えることができない。

（在学期間の短縮）

第２条の２　第15条の規定により入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第１項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を本大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により修士課程及び博士前期課程又は博士課程（医学系研究科医学専攻に限る。以下同じ。）の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して１年を超えない範囲で在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、博士課程及び博士前期課程又は博士課程については、当該課程に少なくとも１年以上在学するものとする。

（長期履修学生）

第３条　学生が、職業を有している等の事情により前条に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する場合は、研究科長が許可する。

２　長期にわたる教育課程の履修に関し必要な事項は、別に定める。

第３章　入学、進学、休学、退学等

（入学等）

第４条　入学、進学、休学、退学等は、国立大学法人山形大学及び山形大学基本組織規則第26条に規定する研究科委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴いた上で、学長が許可する。

（入学の時期）

第５条　入学の時期は、毎年４月とする。

２　学年の途中においても、学期の区分に従い、入学させることがある。

（修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程の入学資格）

第６条　修士課程及び博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条第１項に定める大学（以下「大学」という。）を卒業した者

(2) 学校教育法第104条第７項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修

了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
(6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価をうけたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が３年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
(7) 専修学校の専門課程（修業年限が４年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
(8) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第５号）
(9) 大学に３年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、研究科において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
(10) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了し、研究科において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
(11) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、研究科において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
(12) 研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
２　専門職学位課程に入学することのできる者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に定める免許状を有し、かつ、前項各号のいずれかに該当する者とする。

（　省　略　）

（入学者選抜）
第９条　入学志願者については、別に定める入学者受入れの方針に基づき、選抜を行う。
２　入学者の選抜については、別に定めるところによる。
（博士後期課程への進学）
第９条の２　修士課程、博士前期課程又は専門職学位課程を修了し、引き続き博士後期課程に進学を志願する者については、選考の上、進学を許可する。
２　第13条の２に規定する博士課程５年一貫教育プログラムを選択している者で、博士前期課程に２年以上在学し、引き続き博士後期課程に進学する者については、選考の上、進学を許可する。ただし、在学期間に関しては、当該研究科が定めた要件を満たした者については、当該課程に１年以上在学すれば足りるものとする。
（休学）
第10条　休学期間は通算して、修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程にあっては２年を、博士後期課程にあっては３年を、医学系研究科医学専攻博士課程にあっては４年を超えることはできない。
（留学）
第11条　本大学院と協定を締結している外国の大学院又はこれに相当する教育研究機関に留学しようとする者は、願い出なければならない。
２　留学期間は、在学期間に算入する。
３　第１項に規定する外国の大学院又はこれに相当する教育研究機関との交流協定に基づく留学生の派遣に関する必要な事項は、別に定める。

第４章　教育方法等

（教育課程）
第11条の２　本大学院（専門職学位課程を除く。次項並びに第12条及び第12条の２において同じ。）は、当該大学院、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために、別に定める学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針に基づき、必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

２　教育課程の編成に当たっては、本大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。
３　専門職学位課程は、その教育上の目的を達成するために、別に定める学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針に基づき、専攻分野に応じ必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。
４　専門職学位課程は、専攻に係る職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、当該職業の動向に即した教育課程の編成を行うとともに、当該状況の変化に対応し、授業科目の内容、教育課程の構成等について、不断の見直しを行うものとする。

（教育方法）

第12条　本大学院における教育は、授業科目の授業及び研究指導により行う。
２　専門職学位課程における教育は、授業科目の授業により行う。この場合において、専門職学位課程は、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うなど適切に配慮するものとする。

（成績評価基準等の明示等）

第12条の２　本大学院においては、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに１年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。
２　本大学院においては、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するために、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。
３　専門職学位課程においては、学生に対して、授業の方法及び内容並びに１年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。
４　専門職学位課程においては、学修の成果に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

（履修方法等）

第13条　各研究科における授業科目の内容及び単位数、履修方法等については、当該研究科において定める。

（博士課程５年一貫教育プログラム）

第13条の２　優秀な学生を高度な基盤力をもった博士リーダー人材へと導くため、博士前期課程から博士後期課程までの一貫した教育を行う特別な教育プログラムとして、博士課程５年一貫教育プログラムを履修させることができる。
２　博士課程５年一貫教育プログラムにおける授業科目の内容及び単位数、履修方法等については、教育推進機構大学院基盤教育部門において定める。

（成績の評価）

第13条の３　一の授業科目を履修し、成績の審査に合格した者には、所定の単位を与える。
２　前項の成績の評価は、試験、報告書、論文、平常の成績等によって行う。
３　各授業科目の成績は、100点を満点として次の評価点、成績区分及び評価基準をもって表し、Ｓ、Ａ、Ｂ及びＣを合格、Ｆを不合格とする。

評価点	成績区分	評価基準
100～90 点	S	到達目標を達成し、きわめて優秀な成績をおさめている。
89～80 点	A	到達目標を達成し、優秀な成績をおさめている。
79～70 点	B	到達目標を達成している。
69～60 点	C	到達目標を最低限達成している。
59～0 点	F	到達目標を達成していない。

（他の大学院における履修等）

第14条　教育上有益と認めるとき、研究科長は、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
２　前項の規定は、外国の大学院において授業科目を履修する場合に準用する。
３　前２項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、合わせて15単位を超えないものとする。
４　前項の規定にかかわらず、専門職学位課程にあっては、第22条第１項に規定する修了要件として定める単位数の２分の１を超えないものとする。

（入学前の既修得単位の認定）
第15条　教育上有益と認めるとき、研究科長は、学生が本大学院に入学する前に本大学院又は他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
２　前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、転入学及び再入学の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについては、15単位を超えないものとする。
３　前項の規定にかかわらず、専門職学位課程にあっては、転入学及び再入学の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについては、前条の規定により本大学院において修得したものとみなす単位数及び第22条第２項の規定により免除する単位数と合わせて、第22条第１項に規定する修了要件として定める単位数の２分の１を超えないものとする。
（他の大学院における修得単位の取扱い）
第15条の２　大学院において前２条により修得したものとみなすことができる単位数は、合わせて20単位を超えないものとする。
（他の大学院等における研究指導）
第16条　教育上有益と認めるとき、研究科長は、他の大学院又は研究所等とあらかじめ協議の上、学生が当該大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程及び博士前期課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、１年を超えないものとする。
２　前項の研究指導を受けようとする者は、研究科長の許可を得なければならない。
３　第１項の規定による研究指導は、課程の修了の要件となる研究指導として認定することができる。
（教育方法の特例）
第17条　教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

第５章　教育職員免許

（教育職員免許）
第18条　教育職員の免許状を受けようとするときは、教育職員免許法及び同法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。
２　本大学院の研究科の専攻において、取得できる教育職員の免許状の種類及び教科は、別表のとおりとする。

第６章　課程修了の要件及び学位の授与

（修士課程及び博士前期課程の修了要件）
第19条　修士課程及び博士前期課程の修了の要件は、当該課程に２年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に１年以上在学すれば足りるものとする。
２　前項の場合において、研究科が当該課程の目的に応じ適当と認めるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。
３　博士前期課程の修了の要件は、当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、前２項に規定する研究科の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することに代えて、研究科が行う次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。
(1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該前期課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験
(2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該前期課程において修得すべきものについての審査

（　省　略　）

（専門職学位課程の修了要件）
第22条　専門職学位課程の修了の要件は、当該課程に２年以上在学し、研究科が定める授業科目について、45単位以上を修得することとする。
２　前項の規定にかかわらず、専門職学位課程において、教育上有益と認めるときは、入学する前の小学校等の教員としての実務経験を有する者について、10単位を超えない範囲で、前項に規定する修了要件単位数を免除することがある。

（学位の授与）
第23条　第19条から前条までの規定により課程修了の要件を満たした者に、当該研究科委員会の意見を聴いた上で、山形大学学位規程に定めるところにより、学位を与える。
２　学位に関し必要な事項は、別に定める。

第７章　科目等履修生、研究生、特別聴講学生、特別研究学生及び外国人留学生

（科目等履修生）
第24条　本大学院の学生以外の者で、本大学院が開設する一又は複数の授業科目を履修しようとする者があるときは、授業及び研究に妨げのない限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可し、単位を与えることができる。
２　科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。
（研究生）
第25条　本大学院において、専門事項について更に攻究しようとする者があるときは、授業及び研究の妨げのない限り、選考の上、研究生として入学を許可する。
２　研究生に関し必要な事項は、別に定める。
（特別聴講学生）
第26条　本大学院との協定による他の大学院の学生で、本大学院の特定の授業科目を履修しようとする者があるときは、委員会の意見を聴いた上で、学長が特別聴講学生として許可する。
２　特別聴講学生については、山形大学（以下「本学」という。）の諸規則中、学生に関する規定を準用する。
３　第１項に規定する外国の大学院との交流協定に基づく留学生受入れに関する必要な事項は、別に定める。
（特別研究学生）
第27条　他の大学院の学生で、本大学院において研究指導を受けようとする者があるときは、あらかじめ他大学院との協議の上、研究科長が特別研究学生として許可する。
２　特別研究学生に関し必要な事項は、別に定める。
（外国人留学生）
第28条　外国人で大学において教育を受ける目的をもって入国し、本大学院に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可する。
２　外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第８章　検定料、入学料、授業料及び寄宿料

（検定料等の額）
第29条　検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額は、国立大学法人山形大学における授業料その他の費用に関する規程の定めるところによる。
２　前項の規定にかかわらず、科目等履修生及び研究生については検定料、入学料及び授業料を、特別聴講学生及び特別研究学生については授業料を、協定の定めるところにより、徴収しないことができる。

第９章　岩手大学大学院連合農学研究科における教育研究の実施

（連合大学院）
第30条　岩手大学大学院に設置される連合農学研究科の教育研究の実施に当たっては、本学は、弘前大学及び岩手大学とともに協力するものとする。
２　前項の連合農学研究科に置かれる連合講座は、弘前大学農学生命科学研究科及び地域共創科学研究科並びに岩手大学総合科学研究科の教員とともに、山形大学学術研究院規程第８条第１項に基づく主担当教員として本学農学部に配置された教員がこれを担当するものとする。

第10章　雑則

（学部規則の準用）
第31条　この規則に定められていない事項については、山形大学学部規則を準用する。この場合において、「学部教授会」とあるのは「研究科委員会」と、「学部長」とあるのは「研究科長」と読み替えるものとする。

（省略）

別表

研究科	専　　攻	免許状の種類	教　　科
社会文化創造研究科	社会文化創造専攻	中学校教諭 専修免許状	国語、社会、英語、音楽、保健体育、美術
		高等学校教諭 専修免許状	国語、地理歴史、公民、英語、音楽、 保健体育、美術
理工学研究科	理学専攻	中学校教諭 専修免許状	数学、理科
		高等学校教諭 専修免許状	数学、理科
	化学・バイオ工学専攻	高等学校教諭 専修免許状	工業
	機械システム工学専攻	高等学校教諭 専修免許状	工業
教育実践研究科	教職実践専攻	幼稚園教諭 専修免許状	
		小学校教諭 専修免許状	
		中学校教諭 専修免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、 保健体育、保健、技術、家庭、英語
		高等学校教諭 専修免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、 美術、工芸、保健体育、保健、工業、家庭、 英語
		特別支援学校教諭専修免許状 （知的障害者に関する教育の領域） （肢体不自由者に関する教育の領域） （病弱者に関する教育の領域）	

２．山形大学学位規程　（昭和54年４月21日全部改正）

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第９号。以下「省令」という。）第13条第１項、山形大学学部規則（以下「学部規則」という。）第39条第２項及び山形大学大学院規則（以下「大学院規則」という。）第23条第２項の規定に基づき、山形大学（以下「本学」という。）が授与する学位について必要な事項を定めるものとする。

（学位の種類）

第２条　本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び教職修士（専門職）とする。

（専攻分野の名称）

第３条　学位に付記する専攻分野の名称は、別表のとおりとする。

（学位の名称）

第４条　本学の学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、「山形大学」と付記するものとする。

第２章　学士の学位授与

（学士の学位授与の要件）

第５条　学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

（学位の授与）

第６条　学長は、学部規則第38条の規定に基づき、卒業を認定した者に所定の学位記を交付して学士の学位を授与する。

第３章　修士の学位授与

（修士の学位授与の要件）

第７条　修士の学位は、本学大学院修士課程又は博士前期課程（以下「修士課程」という。）を修了した者に授与する。

（修士に係る学位論文の提出）

第８条　修士の学位論文（大学院規則第19条第２項に規定する特定の課題についての研究の成果を含む。以下同じ。）は、当該学位論文の提出者が所属する研究科の研究科長に提出するものとする。

２　前項の提出する学位論文は、１編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

３　審査のため必要があるときは、学位論文の提出者に対して当該論文の訳本、模型又は標本等の資料を提出させることができる。

（学位論文の返付）

第９条　前条の規定により受理した学位論文は、いかなる事情があっても返付しない。

第10条　削除

（審査委員）

第11条　研究科長は、第８条の規定による学位論文を受理したとき又は大学院規則第19条第３項に規定する試験及び審査（以下「特定審査」という）を行うときは、学位論文内容又は特定審査に関連する科目の教授の中から３人以上の審査委員を選出し、学位論文の審査及び最終試験又は特定審査を行うものとする。ただし、必要があるときは、山形大学学術研究院規程第８条第１項に基づく主担当教員として当該研究科に配置された教授以外の教員を審査委員に選ぶことができる。

２　研究科長は、学位論文の審査及び最終試験又は特定審査に当たって必要があるときは、山形大学学術研究院規程第８条第１項に基づく主担当教員として本学大学院の他の研究科に配置された教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。

（最終試験）

第12条　修士の学位論文の提出者に課す最終試験は、学位論文の審査が終った後、当該学位論文を中心として、これに関連のある事項について口頭又は筆答により行う。

（特定審査）

第12条の２　特定審査は、博士前期課程において修得し、又は涵養すべき専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養について筆記等による試験を行うとともに、博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力について研究報告の提出及び口頭試問等による審査を行うものとする。

（審査委員の報告）

第13条　審査委員は、学位論文の審査及び最終試験又は特定審査を終了したときは、直ちにその結果を文書をもって研究科長に報告しなければならない。

（研究科委員会の意見聴取）
第14条　研究科長は、大学院規則第19条の規定に基づき、修士の学位を授与すべきか否かについて、研究科委員会から意見を聴取するものとする。
（学長への報告）
第15条　研究科長は、前条の意見聴取の結果について、学長に報告しなければならない。
２　学長は、前項の報告に疑義があるときは、理由を付して研究科長に再審査を求めることができる。この場合において、当該研究科委員会は、再審査を行い、その結果を研究科長は遅滞なく学長に報告しなければならない。
（学位の授与）
第16条　学長は、前条の報告に基づき、学位を授与すべきか否かを決定し、学位を授与すべき者には、所定の学位記を交付して修士の学位を授与する。

第４章　博士の学位授与（第17条～第38条）省略

第５章　教職修士（専門職）の学位授与

（教職修士（専門職）の学位授与の要件）
第39条　教職修士（専門職）の学位は、本学大学院専門職学位課程を修了した者に授与する。
（教育実践研究科委員会の意見聴取）
第40条　教育実践研究科長は、大学院規則第22条の規定に基づき、教職修士（専門職）の学位を授与すべきか否かについて、教育実践研究科委員会から意見を聴取するものとする。
（学長への報告）
第41条　教育実践研究科長は、前条の意見聴取の結果について、学長に報告しなければならない。
２　学長は、前項の報告に疑義があるときは、理由を付して教育実践研究科長に再審査を求めることができる。この場合において、教育実践研究科委員会は、再審査を行い、その結果を研究科長は遅滞なく学長に報告しなければならない。
（学位の授与）
第42条　学長は、前条の報告に基づき、学位を授与すべきか否かを決定し、学位を授与すべき者には、所定の学位記を交付して教職修士（専門職）の学位を授与する。

第６章　雑則

（学位授与の報告）
第43条　学長は、第26条及び第38条の規定により博士の学位を授与したときは、省令第12条の規定に基づき、文部科学大臣に報告するものとする。
（学位論文要旨等の公表）
第44条　本学は、博士の学位を授与したときは、省令第８条の規定に基づき、学位を授与した日から３月以内にその論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。
（学位論文の公表）
第45条　博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から１年以内にその学位論文の全文を公表しなければならない。ただし、学位の授与を受ける前に公表しているときは、この限りではない。
２　前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学長は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供しなければならない。
３　博士の学位を授与された者が行う前２項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。
４　第１項及び第２項の規定により公表する場合には、「山形大学審査学位論文」又は「山形大学審査学位論文要旨」と明記しなければならない。
（学位授与の取消）
第46条　本学において学位を授与された者が、その名誉を汚す行為があったとき又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、当該教授会又は当該研究科委員会の意見を聴いた上で学位の授与を取り消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表するものとする。
（学位記等の様式）
第47条　学位記の様式は、別記様式２のとおりとする。
（その他）
第48条　この規程に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項は、当該学部長又は当該研究科長が学長の承認を得て定める。

（省　略）

附　則（令和２年12月16日）

1　この規程は、令和３年４月１日から施行する。

2　改正後の山形大学学位規程の規定にかかわらず、令和３年３月31日に社会文化システム研究科修士課程（文化システム専攻、社会システム専攻）、地域教育文化研究科修士課程（臨床心理学専攻、文化創造専攻）、理工学研究科博士前期課程（物質化学工学専攻、バイオ化学工学専攻、応用生命システム工学専攻、情報科学専攻、電気電子工学専攻、ものづくり技術経営学専攻）及び農学研究科修士課程（生物生産学専攻、生物資源学専攻、生物環境学専攻）に在学する者の学位授与の取扱いについては、なお従前の例による。

（省　略）

附　則（令和４年12月21日）

1　この規程は、令和５年４月１日から施行する。

2　改正後の別表の規定にかかわらず、令和５年３月31日に理工学研究科博士後期課程（物質化学工学専攻、バイオ工学専攻、電子情報工学専攻、機械システム工学専攻、ものづくり技術経営学専攻）に在学する者の学位授与の取扱いについては、なお従前の例による。

別表

学士の学位

学　部	学　　科	履修コース	学位の種類及び専攻分野の名称
人文社会科学部	人文社会科学科	人間文化コース	学士（文学）
		グローバル・スタディーズコース	学士（学術）
		総合法律コース	学士（法学）
		地域公共政策コース	学士（政策科学）
		経済・マネジメントコース	学士（経済学）
地域教育文化学部	地域教育文化学科	児童教育コース	学士（教育学）
		文化創生コース	学士（学術）
理学部	理学科		学士（理学）
医学部	医学科		学士（医学）
	看護学科		学士（看護学）
工学部	高分子・有機材料工学科		学士（工学）
	化学・バイオ工学科		
	情報・エレクトロニクス学科		
	機械システム工学科		
	建築・デザイン学科		
	システム創成工学科		
農学部	食料生命環境学科		学士（農学）

修士の学位

研究科	専　　攻	課　程	学位の種類及び専攻分野の名称
社会文化創造研究科	社会文化創造専攻	修士課程	修士（文学）
			修士（政策科学）
			修士（臨床心理学）
			修士（学術）
医学系研究科	看護学専攻	博士前期課程	修士（看護学）
	先進的医科学専攻	博士前期課程	修士（医科学）
理工学研究科	理学専攻	博士前期課程	修士（理学）
	化学・バイオ工学専攻	博士前期課程	修士（工学）
	情報・エレクトロニクス専攻		
	機械システム工学専攻		
	建築・デザイン・マネジメント専攻		
有機材料システム研究科	有機材料システム専攻	博士前期課程	修士（工学）
農学研究科	農学専攻	修士課程	修士（農学）

博士の学位（課程による博士）

研究科	専　　攻	課　程	学位の種類及び 専攻分野の名称
医学系研究科	医学専攻	博士課程	博士（医学）
	看護学専攻	博士後期課程	博士（看護学）
	先進的医科学専攻	博士後期課程	博士（医科学）
理工学研究科	地球共生圏科学専攻	博士後期課程	博士（理学） 博士（工学） 博士（学術）
	先進工学専攻	博士後期課程	博士（工学）
有機材料システム研究科	有機材料システム専攻	博士後期課程	博士（工学）

博士の学位（論文審査等による博士）

研究科	学位の種類及び専攻分野の名称
医学系研究科	博士（医学） 博士（看護学） 博士（医科学）
理工学研究科	博士（理学） 博士（工学） 博士（学術）
有機材料システム研究科	博士（工学）

教職修士（専門職）の学位

研究科	専　　攻	課　程	学位の種類及び 専攻分野の名称
教育実践研究科	教職実践専攻	専門職学位課程	教職修士（専門職）

別記様式１

年　　月　　日

山形大学長　　殿

本　籍
氏　名

学　　位　　申　　請　　書

貴学学位規程第28条第１項の規定により博士（○○）の学位を受けたいので，
学位論文に下記の関係書類を添えて申請します。

記

１　論文目録
２　論文内容要旨
３　履歴書

別記様式２

（第６条の規定により授与する学位記の様式）

〇〇第　　号

学　位　記

氏　　名

年　月　日生

本学〇〇学部〇〇学科所定の課程を修め本学を卒業したので学士（〇〇）の学位を授与する

年　　月　　日

山　形　大　学　（大 学 印）

（第16条の規定により授与する学位記の様式）

〇修第　　号

学　位　記

氏　　名

年　月　日生

本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の修士課程を修了したので修士（〇〇）の学位を授与する

年　　月　　日

山　形　大　学　（大 学 印）

〇修第　　号

学　位　記

氏　　名

年　月　日生

本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の博士前期課程を修了したので修士（〇〇）の学位を授与する

年　　月　　日

山　形　大　学　（大 学 印）

（第26条の規定（博士課程５年一貫教育プログラムを除く。）により授与する学位記の様式）

〇博甲第　　号

学　位　記

氏　　名
年　月　日生

本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の博士課程を修了したので博士（〇〇）の学位を授与する

年　　月　　日

山　形　大　学　（大 学 印）

（第26条の規定により博士課程５年一貫教育プログラムを修了した者に授与する学位記の様式）

〇博甲第　　号

学　位　記

氏　　名
年　月　日生

本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の博士課程を修了したので博士（〇〇）の学位を授与する（博士課程５年一貫教育プログラム「〇〇〇〇」を修了）

年　　月　　日

山　形　大　学　（大 学 印）

（第38条の規定により授与する学位記の様式）

〇博乙第　　号

学　位　記

氏　　名
年　月　日生

本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士（〇〇）の学位を授与する

年　　月　　日

山　形　大　学　（大 学 印）

（第42条の規定により授与する学位記の様式）

教専第　　号

学　位　記

氏　　名
年　月　日生

本学大学院教育実践研究科教職実践専攻の専門職学位課程を修了したので教職修士（専門職）の学位を授与する

年　　月　　日

山　形　大　学　（大 学 印）

３．山形大学大学院教育実践研究科履修規程

（趣旨）
第１条　山形大学大学院教育実践研究科（以下「研究科」という。）における教育課程及び履修方法については、山形大学大学院規則（以下「大学院規則」という。）及び山形大学学位規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（専攻及び分野）
第２条　研究科に置く専攻及び分野は、次のとおりとする。
教職実践専攻　　学校力開発分野
　　学習開発分野
　　教科教育高度化分野
　　特別支援教育分野

（授業科目及び単位数）
第３条　研究科の授業科目及びその単位数は、別表１のとおりとする。

（研究指導教員）
第４条　研究科委員会は、学生の研究指導及び履修指導を行うため、学生ごとに研究指導教員を定める。

（授業科目の履修）
第５条　最低修得単位数及び履修方法は、別表２のとおりとする。
２　学生は、履修しようとする授業科目を、研究指導教員の指導を受けて、毎年指定する期間内に届け出なければならない。
３　学生は、別表１に定める授業科目のうち、「教職専門実習Ⅲ（附属学校又は連携協力校）」または「教職専門実習Ⅲ（特別支援教育分野）」について、入学前に教育委員会等が実施する研修や講座の受講証明をもって単位認定の申請を行うことができる。研究科委員会は申請内容を精査し、単位認定の可否を協議、決定する。

（教育方法の特例）
第６条　研究科における授業及び研究指導は、研究科委員会が教育上必要と認める場合に限り、夜間その他特定の時間又は時期に行う等の適当な方法により行うことができる。
２　前項に規定する教育方法の特例に関する必要な事項は、別に定める。

（研究指導）
第７条　学生は、教職実践プレゼンテーションに関し、研究指導教員の研究指導を受けなければならない。
２　前項に規定する研究指導に関する必要な事項は、別に定める。

（試験）
第８条　履修科目に係る単位修得の認定は、試験または報告書等による。
２　前項の試験に合格した者には、所定の単位を与える。

（修了の判定）
第９条　修了の判定は、研究科を修了するために必要な所定の単位を修得した者につき、教職実践プレゼンテーションⅡの最終報告書をもとに行う。研究科委員会は、大学院規則第22条に規定する修了の要件に基づき、学長が修了の可否を決定するに当たり意見を述べるものとする。

（教育職員免許状）
第10条　教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する所定の単位を修得し、研究科を修了した者は、第２項から第６項に記載する教育職員免許状を取得することができる。
２　小学校教諭専修免許状

3　中学校教諭専修免許状（国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、英語）
4　高等学校教諭専修免許状（国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、保健体育、保健、工業、家庭、英語）
5　幼稚園教諭専修免許状
6　特別支援学校教諭専修免許状

（雑則）
第11条　この規程に定めるもののほか、教育課程及び履修方法に関する必要な事項は、研究科委員会の議を経て研究科長が別に定める。

附　則
この規程は、平成21年４月１日から施行する。
（省　略）
附　則
この規程は、令和６年４月１日から施行する。

別表　１［開設授業科目及び単位数］　13頁～14頁

別表　２［最低修得単位数及び履修方法］
学生は、２年間で次の表に従って、単位を修得する。

共通科目	教育課程の編成と実施	20単位
	教科等の実践的指導方法	
	教育相談・生徒指導	
	学級経営・学校経営	
	学校教育と教員の在り方	
学校における実習科目	教職専門実習	10単位
分野別選択科目	学校力開発分野／学習開発分野／教科教育高度化分野／特別支援教育分野	12単位
	応用実習領域	
	総括評価領域	4単位
合　　計		46単位

なお、履修単位の上限は、各学年前期・後期それぞれ20単位、年間で40単位とする。

４．山形大学学部規則（抜粋）　（昭和24年７月１日制定）

第３章　学年、学期及び休業日

（学年）

第４条　学年は、４月１日に始まり、翌年３月31日に終わる。

（学期）

第５条　学年を分けて次の２学期とする。

前期　４月１日から９月30日まで

後期　10月１日から翌年３月31日まで

２　前項に規定する前期の終期及び後期の始期は、学部等の事情により当該学部ごとに変更することがある。

（休業日）

第６条　休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 土曜日

(3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(4) 開学記念日（10月15日）

(5) 春季休業（２月20日から入学式の日まで）

(6) 夏季休業（８月１日から９月30日まで）

(7) 冬季休業（12月25日から翌年１月10日まで）

（臨時の休業日）

第７条　臨時の休業日は、学長がその都度定める。ただし、３日以内の臨時休業については、学長の承認を得て、学部長が定めることができる。

２　学長は、学部等の事情により春季休業、夏季休業、冬季休業の日数を変更することがある。

第４章　入学、編入学、転入学、再入学、転学、留学、休学、復学、退学及び除籍

（復学）

第23条　休学期間が満了した場合には、復学しなければならない。ただし、第21条の規定により休学を命じられていた者が復学した場合には、願い出なければならない。

２　休学期間内にその事由が消滅した場合は、願い出により復学することができる。

（退学）

第24条　退学しようとするときは、その理由書を添えて願い出なければならない。

（除籍）

第25条　次に掲げる各号の一に該当する者は、学部長の意見を聞いて学長が除籍する。

(1) 第２条の２に規定する在学期間を超えた者

(2) 成業の見込みがない者

(3) 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除若しくは徴収猶予を許可された者で、所定の期日までに入学料を納付しないもの

(4) 授業料の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者

第５章　教育課程及び履修方法

（単位数の計算方法）

第31条　各授業科目の単位数を定めるに当たっては、１単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で、別に定める時間の授業をもって１単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で、別に定める時間の授業をもって１単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、別に定める時間の授業をもって１単位とする。

２　前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

（省　略）
（成績の審査）
第34条　一の授業科目を履修し、成績の審査に合格した者には、所定の単位を与える。
２　前項の成績の評価は、試験、報告書、論文、平常の成績等によって行う。
３　各授業科目の成績は、100点を満点として次の評価点、成績区分及び評価基準をもって表し、S、A、B及びCを合格、Fを不合格とする。

評価点	成績区分	評価基準
100～90点	S	到達目標を達成し、きわめて優秀な成績をおさめている。
89～80点	A	到達目標を達成し、優秀な成績をおさめている。
79～70点	B	到達目標を達成している。
69～60点	C	到達目標を最低限達成している。
59～0点	F	到達目標を達成していない。

（１年間の授業期間）
第34条の２　１年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。
（各授業科目の授業期間）
第34条の３　各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、８週、15週その他本学が定める適切な期間を単位として行うものとする。

第９章　検定料、入学料、授業料及び寄宿料

（検定料の納付）
第45条　入学者選抜試験又は入学者選考を受けようとする者は、検定料を納付しなければならない。
（検定料の免除）
第45条の２　大規模な風水害等の災害を受ける等やむを得ない事情があると学長が特に認めた場合には、検定料を免除することができる。
（入学料の納付）
第46条　入学者選抜試験又は入学者選考に合格した者は、入学手続期間中に入学料を納付しなければならない。
２　入学料を入学手続期間中に納付しない者は、入学を許可しない。ただし、入学手続期間中に次条の規定による入学料の免除又は徴収猶予の申請をした者については、この限りでない。
（入学料の免除）
第47条　特別な事情により入学料の納付が著しく困難な者に対しては、別に定めるところにより、入学料を免除することがある。
２　入学料の納付が困難な者又は特別な事情により入学料の納付が著しく困難な者に対しては、別に定めるところにより、入学料の徴収を猶予することがある。
（授業料の納付）
第48条　授業料は、年額を前期、後期に等分に分け、次の各号に掲げる方法の中からひとつを選択し納付しなければならない。ただし、科目等履修生、研究生及び特別聴講学生については、第１号によるものとする。
(1) 前期及び後期に係る授業料について、それぞれ前期にあっては４月１日から同月30日までに、後期にあっては10月１日から同月31日までに一括して納付する。この場合において、申出により、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。
(2) 前期及び後期に係る授業料について、それぞれ５分の１に分割した額を、前期にあっては４月から８月までの毎月末日までに、後期にあっては10月から２月までの毎月末日までに納付する。
(3) 前期及び後期に係る授業料について、それぞれ２分の１に分割し、さらに５分の１に分割した額を、前期にあっては４月から８月までの毎月末日までに、後期にあっては10月から２月までの毎月末日までに納付する。残る２分の１の額については、前期にあっては８月末日までに、後期にあっては１月末日までに加算して納付する。
２　前項第１号により授業料を納付しようとする者のうち、納付期限までに授業料の納付が困難な者に対しては、別に定めるところにより、延納を許可することがある。
（省　略）
（退学等の場合の授業料）
第50条　退学又は除籍の場合は、退学又は除籍の日の属する学期の授業料を納付しなければならない。
２　留学又は停学の場合は、その期間中の授業料は、納付しなければならない。

（授業料の免除）
第51条　経済的理由で、授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀な者及び風水害等の災害によって授業料の納付が困難な者並びに休学、退学又は除籍等の特別な理由があるときは、別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を免除することがある。
（延納及び免除の申請）
第52条　第48条第２項及び前条の規定により、授業料の延納の許可又は免除を受けようとする者は、願書に所定の書類を添えて、指定の日までに願い出なければならない。
（延納の期間）
第53条　第48条第２項に基づく延納の期間は、納付期限から２か月以内とする。ただし、特別な事情があると認められる場合は、当該納付期限を当該年度の３月31日まで更新することができる。
（復学した場合の授業料）
第54条　復学した場合の授業料は、復学の当月から次学期の前月までの分を、１か月につき年額の12分の１の額の割で、復学の際納付しなければならない。
（協定による科目等履修生等の検定料等）
第55条　第45条、第46条第１項及び第48条第１項の規定にかかわらず、科目等履修生及び研究生については検定料、入学料及び授業料を、特別聴講学生については授業料を、協定の定めるところにより、徴収しないことができる。
第56条　削除
（寄宿料の納付）
第57条　入寮者は、寄宿料を納付しなければならない。
（納付期限）
第58条　寄宿料は、毎月15日（当日が休業日の場合は、当日又は当日に引き続く休業日の翌日）までに管理運営責任者が指定する窓口に納付しなければならない。ただし、春季休業期間の３月分並びに夏季休業期間の８月分及び９月分の寄宿料は、それぞれの休業期間前までに納付しなければならない。
２　入寮、退寮の日が月の中途である場合においても、１か月分の寄宿料を納付しなければならない。
３　寄宿料は、納付者の申出により２か月以上１か年分までを、前納することができる。
（寄宿料の免除）
第59条　風水害等の災害その他やむを得ない事情により、寄宿料の納付が困難と認められる場合は、別に定めるところにより、寄宿料を免除することがある。
（授業料等の返付）
第60条　納付済の検定料、入学料、授業料及び寄宿料は、別に定めるところにより返付することがある。

第10章　学生寮及び国際交流会館

（学生寮及び国際交流会館）
第61条　本学に、学生寮及び国際交流会館を設ける。
２　学生寮及び国際交流会館に関し必要な事項は、別に定める。

第11章　公開講座等

（公開講座等）
第62条　本学における教育研究活動の成果を広く社会に開放し生涯学習の機会を提供するため、公開講座等を開設することがある。
２　公開講座等に関し必要な事項は、別に定める。

第12章　現職教育

（現職教育）
第63条　本学は、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教育職員の現職教育を行うことがある。
２　幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教育職員の現職教育に関し必要な事項は、別に定める。

第13章　賞罰

（表彰）
第64条　学生として表彰に価する行為があったときは、学長が表彰することがある。
２　表彰に関し必要な事項は、別に定める。
（懲戒）
第65条　本学の定める諸規則に違反し、又は学生の本分に反する行為があったときは、当該学部教授会の意見を聴いた上で、学長が懲戒する。
２　懲戒は、戒告、停学及び退学とする。

5. 山形大学学生の懲戒に関する規程（抜粋）

（趣旨）

第１条　この規程は、山形大学学部規則第65条及び山形大学大学院規則第31条に規定する学生の懲戒について、適正かつ公正な運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

（懲戒の対象行為）

第２条　学長は、次の各号の一に該当する行為を行った学生（以下「当該学生」という。）に対して懲戒を行う。

(1) 犯罪行為及びその他の違法行為

(2) ハラスメント等の人権を侵害する行為

(3) 試験等における不正行為及び論文等の作成における学問的倫理に反する行為

(4) 情報倫理に反する行為

(5) 学部規則その他本学の諸規則に違反する行為

(6) 本学の名誉又は信用を著しく傷つける行為

(7) その他学生としての本分に反する行為

（懲戒の内容）

第３条　懲戒の内容は、次のとおりとする。

(1)　戒告　学生の行った非違行為を戒めて事後の反省を求め、将来にわたってそのようなことのないよう文書又は口頭により注意する。

(2)　停学　一定の期間、学生の教育課程の履修及び課外活動を禁止する。ただし、ボランティア活動等の奉仕活動についてはこの限りではない。

(3)　退学　学生としての身分を失わせる。この場合、再入学は認めない。

２　停学の期間は無期又は有期とし、無期の停学とは、期限を付さずに命じる停学をいい、有期の停学とは、３月以内の期限を付して命じる停学をいう。

３　停学の期間は、在学期間に含め、修業年限に含まないものとする。ただし、３月を超えない場合には、修業年限に含めることができる。

（その他の教育的措置）

第４条　学部長又は研究科長（以下「学部長等」という。）は、前条に規定する懲戒のほか、教育的措置として口頭又は文書による厳重注意を行うことができる。

２　学部長等は、前項に定める厳重注意を行ったときは、別記様式1により、速やかにその旨を学長に報告しなければならない。

（懲戒の量定）

第５条　懲戒処分の量定は、次に掲げる事項を基礎に、行為者の状態等並びに行為の悪質性及び重大性を総合的に判断して行う。

(1) 非違行為の動機、態様及び結果

(2) 故意又は過失の別及びその程度

(3) 過去の非違行為の有無

(4) 日常における生活態度及び非違行為後の対応

２　懲戒処分の量定に当たっては、個々の事案の事情に即し、処分を加重軽減することがある。

山形大学学生懲戒処分の実施に関する細則
懲戒処分の標準例

区分	行為の内容	懲戒の標準
犯罪行為	殺人、強盗、強制性交等の凶悪な犯罪行為又はその犯罪未遂行	退学
	傷害行為	退学又は停学
	薬物犯罪行為	退学又は停学
	窃盗、詐欺、他人を傷害するに至らない暴力行為等の犯罪行為	退学、停学又は戒告
	痴漢行為(覗き見、盗撮行為その他の迷惑行為を含む。)	退学、停学又は戒告
	ストーカー行為	退学、停学又は戒告
	コンピュータ又はネットワークの不正使用で悪質な場合	退学又は停学
	コンピュータ又はネットワークの不正使用	停学又は戒告
交通事故等	死亡又は高度な後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な場合(幇助を含む)	退学
	人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な場合(幇助を含む)	退学又は停学
	無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な交通法規違反(幇助を含む)	停学又は戒告
	死亡又は高度な後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が前方不注意等の過失の場合	停学
	人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が前方不注意等の過失の場合	停学又は戒告
試験等	本学が実施する試験等における不正行為で身代わり受験等の悪質な場合	退学又は停学
	本学が実施する試験等におけるカンニング等の不正行為	停学
	本学が実施する試験等において、監督者の注意又は指示に従わなかった場合	戒告
	山形大学の研究活動における行動規範に関する規程第５条第１項に定める不正行為	退学、停学又は戒告
非違行為	本学の教育研究又は管理運営に対する業務妨害を目的とした暴力的行為	退学、停学又は戒告
	本学が管理する建造物への不法侵入又はその不正使用若しくは占拠による本学への業務妨害行為	退学又は停学
	本学が管理する建造物又は器物の破壊、汚損、不法改築等による本学への業務妨害行為	停学
	本学構成員に対する暴力行為、威嚇、拘禁、拘束等	退学、停学又は戒告
	キャンパス・ハラスメントに当たる行為	退学、停学又は戒告
	飲酒を強要し、死に至らしめる等重大な事態を生じさせた場合	退学又は停学
	飲酒を強要し、急性アルコール中毒等の被害を生じさせた場合	停学又は戒告
	未成年者と知りながら飲酒を強要した場合	停学又は戒告
	本学が実施する情報セキュリティ対策に違反し、本学の教育研究又は管理運営に重大な支障を生じさせた場合	停学又は戒告

附Ⅱ　奨学制度、授業料免除等

1．奨学制度

（1）日本学生支援機構奨学金

日本学生支援機構は、独立行政法人日本学生支援機構法に基づいて設立され、経済的理由により修学困難で優秀な学生に対し、奨学金を貸与しています。

① 奨学生となるには

大学や大学院における成績・人物が優れており、学士の支弁が困難と認められ、学長が推薦した者について、日本学生支援機構が選考のうえ採用します。

② 貸与月額・期間

区分	学種	貸与月額	貸与期間	備考
修士課程	第一種	５万円、８万８千円	正規の修業年限	無利子
	第二種	５万円、８万円、10 万円、13 万円、15 万円		有利子

※第二種奨学金は、在学中は無利子、貸与終了後年利３％を上限とする利子が付きます。

③ 「授業料後払い」制度

2024 年度より、「授業料後払い」制度が創設されました。本制度は修士・博士前期・専門職学位課程を対象とし、在学中の授業料納付を猶予し、卒業後の所得等に応じて後払いする制度です。加えて、生活費奨学金として月額２万円又は４万円の貸与を受けられます。

④ 出願の手続き

毎年４月及び９月に募集を行います。奨学金を希望する方は、大学ホームページの案内に従い、手続きを行ってください。

⑤ 返還誓約書の提出

奨学生に採用された方は、速やかに奨学金返還誓約書を提出しなければなりません。

⑥ 奨学金の返還

奨学生は、貸与が終了した後は、貸与を受けた奨学金を返還しなければなりません。

⑦ 返還免除

第一種奨学金（授業料後払い制度を含む）の貸与を受けた学生で、貸与期間中に特に優れた業績を挙げたと認められる場合には、全額又は一部が返還免除となる制度があります。この制度の中には、教員採用選考等に合格し、大学院修了の翌年度から正規教員として採用予定の者などの条件を全て満たした対象者が、全額返還免除されるものもあります。

⑧ 継続願の提出と適格認定の実施

奨学生に採用された方は、毎年12 月頃、適格認定のため「奨学金継続願」の提出が必要です。未提出の方は奨学金の交付が廃止されるので、注意してください。

⑨ 奨学生の異動

退学、休学等身分上の異動が生じた場合には、速やかに学生支援課学生支援担当（奨学）（学生センター内）まで届け出てください。

（2）その他の奨学金

地方公共団体や民間団体でも育英事業を行っています。募集があり次第、その都度、大学ホームページに掲載します。

2．授業料の免除

経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業成績優秀と認められる方に、願い出により選考の上、その期の授業料の全額又は半額を免除する制度があります。

（1）出願の手続き及び注意事項

① 授業料免除の申請を希望する方は、前期及び後期の指定された期間内に、所定の書類を学生支援課学生支援担当（奨学）（学生センター内）に提出してください。

手続きの詳細は大学ホームページに掲載します。

② 授業料免除出願者は、判定結果の通知があるまで授業料の徴収が猶予されます。

3．学生教育研究災害傷害保険

正課中、学校行事中、課外活動（クラブ活動）中、学校施設内にいる間、又は通学中・施設間移動中等における不慮の災害事故に備えるために学生教育研究災害傷害保険があります。教育実践研究科では、原則として全員加入となっており、入学手続時に、諸納付金の一部として保険料の納入をご案内しています。この保険に該当する事故があった場合には、速やかに学生支援課（学生センター内学生支援担当窓口）に届け出てください。

なお、合格者専用サイトに学生教育研究災害傷害保険のごあんない及びしおりが掲載されていますので、そちらもご参照願います。この保険制度の概要は次のとおりです。

(1) 保険金が支払われるケース

本学の国内外における教育研究活動中（①、②、③、④、⑤、⑥）の急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被ったとき。

① 正課中（講義、実験、実習、演習又は実技による授業、卒業研究（学会出席を含む）等）

② 学校行事中（入学式、卒業式、オリエンテーション、大学祭等）

③ ①②以外で学校施設内にいる間（大学が教育活動のために所有、使用又は管理している施設内にいる間。課外活動（クラブ活動）も含む。）

④ 学校施設外で大学に事前に届け出た卒業研究（学会出席を含む）等及び課外活動（クラブ活動）を行っている間

⑤ 通学中（合理的な経路及び方法）により、住居と大学施設等の間を往復する間

⑥ 学校施設等相互間の移動中

(2) 保険金の種類と額

担保範囲	死亡保険金	後遺障害保険金	医療保険金	*入院加算金
正課を受けている間、学校行事に参加している間	2,000万円	120万円～3,000万円	治療日数１日以上が対象 ３千円～30万円	１日につき 4,000円
上記以外で学校施設内にいる間〔課外活動（クラブ活動）を除く〕	1,000万円	60万円～1,500万円	治療日数４日以上が対象 ６千円～30万円	１日につき 4,000円
学校施設内外で大学に届け出た課外活動(クラブ活動)を行っている間	1,000万円	60万円～1,500万円	治療日数14日以上が対象 ３万円～30万円	１日につき 4,000円
通学中	1,000万円	60万円～1,500万円	治療日数４日以上が対象 ６千円～30万円	１日につき 4,000円
学校施設等相互間の移動中	1,000万円	60万円～1,500万円	治療日数４日以上が対象 ６千円～30万円	１日につき 4,000円

＊　入院加算金……180日を限度として入院１日につき4,000円

(3) 保険金が支払われないケース

故意、闘争行為、犯罪行為、自殺行為、疾病、地震※、噴火※、津波※、戦争、暴動、放射線・放射能による傷害※、無資格運転、酒気帯び運転など

※観測活動、研究活動、実験活動に従事している間については保険金が支払われます。

(4) 保険料と保険期間

保険期間は２年、保険料は1,750円で、入学時に納入します。

(5) 事故通知及び保険請求手続

事故があった場合は、直ちに学生支援課（学生センター内学生支援担当窓口）に連絡し、事故通知（様式指定）を提出してください。（事故後30日を過ぎると保険金を請求できない場合があります。）保険金請求は、ケガの治癒後に、所定の保険金請求用紙により手続きを行ってください。

４．学研災付帯賠償責任保険

学研災付帯賠償責任保険は、学生教育研究災害傷害保険とセットで加入いただいており、こちらも入学手続時に諸納付金の一部として保険料の納入をご案内しております。また、合格者専用サイトに学研災付帯賠償責任保険のごあんない及びしおりを掲載していますので、ご参照願います。

(1) 保険内容

日本国内外において、学生が、正課、学校行事、一部の課外活動又はその往復により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を損壊したこと等により、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害について補償します。

(2) 対象となる活動範囲

正課、学校行事、大学で承認を受けたインターンシップ又はボランティア活動及びその往復。

(3) 補償内容

対人賠償と対物賠償合わせて１事故につき１億円限度（※免責金額０円）

(4) 保険料

保険期間は２年、保険料は680円で、入学時に納入します。

(5) その他

不明な点は、学生支援課（学生センター内学生支援担当窓口）にお問い合わせください。

5．公益財団法人やまがた教育振興財団奨学金貸与事業

1　奨学金制度の目的

公益財団法人やまがた教育振興財団では、教員の「質」日本一のやまがた創りを目指し、山形大学大学院教育実践研究科又は同大学院社会文化創造研究科芸術・スポーツ科学コースに修学し、山形県の教育機関において中核となる教員を目指す学生に対し奨学金の貸与事業を行います。

2　奨学金の貸与について

(1) 対象者

以下の２つの要件を備えた方が対象となります。

①　山形大学大学院教育実践研究科又は社会文化創造研究科芸術・スポーツ科学コースに修学見込みの者又は修学する者であること。ただし、教育公務員特例法（昭和24年法律第１号）第22条第３項の規定に基づき修学する者を除く。

②　山形大学大学院教育実践研究科又は同大学院社会文化創造研究科芸術・スポーツ科学コースの課程を修了後、山形県内の公立学校（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に限る。）に教員として勤務する意思を有していること。

(2) 貸与金額

奨学金の額は、山形大学大学院教育実践研究科又は同大学院社会文化創造研究科芸術・スポーツ科学コースの入学料及び正規の修業年限（２年）の期間内に要する授業料に相当する額となります。

また、奨学金は無利子となります。

(3) 申込から決定まで

①　申込

申込期限までに、次の書類を提出してください。

ア　公益財団法人やまがた教育振興財団奨学金貸与申込書

イ　大学（学部）の卒業証明書又は卒業見込証明書

ウ　「教育職員免許状授与証明書」もしくは「教育職員免許状の両面写し※原本と相違ない旨の所属長又は所轄庁の証明を要する。」又は「教育職員免許状取得見込証明書」

エ　教職大学院等の在学証明書又は教職大学院等入学試験合格通知の写し

オ　誓約書

カ　住民票の写し（申請の日前２月以内に発行されたもの）

キ　連帯保証人の印鑑登録証明

ク　奨学金を受領する金融機関口座通帳の写し

※必要に応じ、上記以外の書類の提出を求める場合があります。

②　貸与決定

奨学金を貸与することが適当であると認めたときは、奨学金の貸与を決定し、本人あてに奨学金の額及び貸与の時期を通知します。

(4) 貸与の方法と時期

ア　授業料：年額の１／２の額を４月及び10月にそれぞれ貸与します。

イ　入学料：入学年度の４月に入学料相当額を合わせて貸与します。前払いについての詳細は、財団事務局までお問い合わせください。なお、入学手続期間内に貸与するものではありません。

ウ　奨学金：奨学生名義の指定の口座に振り込みます。（振込手数料は財団が負担します。）

【貸与の時期と額】

１年次	４月	入学料と授業料年額の１／２	549,900円
	10月	授業料年額の１／２	267,900円
２年次	４月	授業料年額の１／２	267,900円
	10月	授業料年額の１／２	267,900円
	合計		1,353,600円

※現在の大学院等の入学料（282,000円）・授業料（年間535,800円）の額が変わらないとした場合の金額です。

(5) 申込期限

令和７年２月15日（土）

(6) 提出先

山形大学小白川キャンパス事務部入試課　地域教育文化学部担当

(7) 注意事項

① 受験の義務

本奨学金は、質の高い教員養成の支援を目的としているため、奨学生は、２年次に山形県の教員採用試験を受験しなければなりません。

正当な理由がなく、山形県の教員採用試験を受験しなかった場合には、以後の奨学金の貸与を受けることができません。（受験後１月以内に山形県の教員採用試験を受験したことを証明する書類（受験証明書の写し）を提出していただきます。）

② 貸与の打ち切り

上記のほか、奨学生が次のいずれかに該当することとなったときは、以後の奨学金の貸与を打ち切り、財団の指定する方法で奨学金を返還していただきます。

・退学したとき又は学籍を失ったとき
・心身の故障により修学の見込みがなくなったと認められるとき
・死亡したとき
・学業成績又は性行が不良と認められるとき
・その他奨学金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

③ 貸与の休止

休学した場合や停学の処分を受けた場合は、その時期及び期間により貸与を休止することがあります。

３ 奨学金の返還等

(1) 奨学金の貸与が終了したときは

２年次の10月の奨学金の貸与終了後、借用証書及び返還計画書（公益財団法人やまがた教育振興財団奨学金返還計画承認願）を提出してください。

(2) 返還の方法、時期

貸与を受けた奨学金の総額（山形県の教員となった場合は総額の１／２の額）を半年賦（７月、１月）の方法により10年（20回払い）で返還していただきます。

最初の返還は教職大学院等を修了した年度の翌年度の１月となります。

奨学金の返還方法は本人振込とします。取扱いについては返還の開始時までに通知します。

(3) 返還の免除

山形県教員（教員採用試験に合格し、山形県教育委員会の任命を受けた者。）として採用され、その在職期間が10年に達した場合は奨学金の１／２の額の返還が免除されます。

※退職によりその在職期間が10年に達しない場合は、貸与を受けた奨学金の総額からそれまで返還した額を除いた残額を、財団が指定する方法により返還しなければなりません。

(4) 返還の猶予

奨学金の貸与を受けた方が次の場合に該当するときは、奨学金の返還の一時的な猶予を願い出ることができます。

① 教職大学院等を修了した翌年度に山形県教員に採用されず、かつその年度に行われる教員採用試験を受験する意思を有しているとき。（期間：１年間。さらに１年に限り延長可能）

※猶予を受けている期間内に必ず山形県の教員採用試験を受験しなければなりません。

② 災害又は疾病によって奨学金の返還が困難になったとき。

③ その他真にやむを得ない事由によって奨学金の返還が著しく困難であると認められるとき。

※奨学金制度の詳細(「公益財団法人やまがた教育振興財団奨学金貸与規程」及び「公益財団法人やまがた教育振興財団奨学金取扱要領」)については、下記にお問い合わせください。

【問い合わせ先】
公益財団法人やまがた教育振興財団事務局
〒９９０－００４１　山形市緑町一丁目２番３６号（遊学館３階）
(公財)山形県生涯学習文化財団内
ＴＥＬ：０２３－６２５－６４１１／ＦＡＸ：０２３－６２５－６４１５

附Ⅲ　地域教育文化学部配置図

小白川・飯田両キャンパス

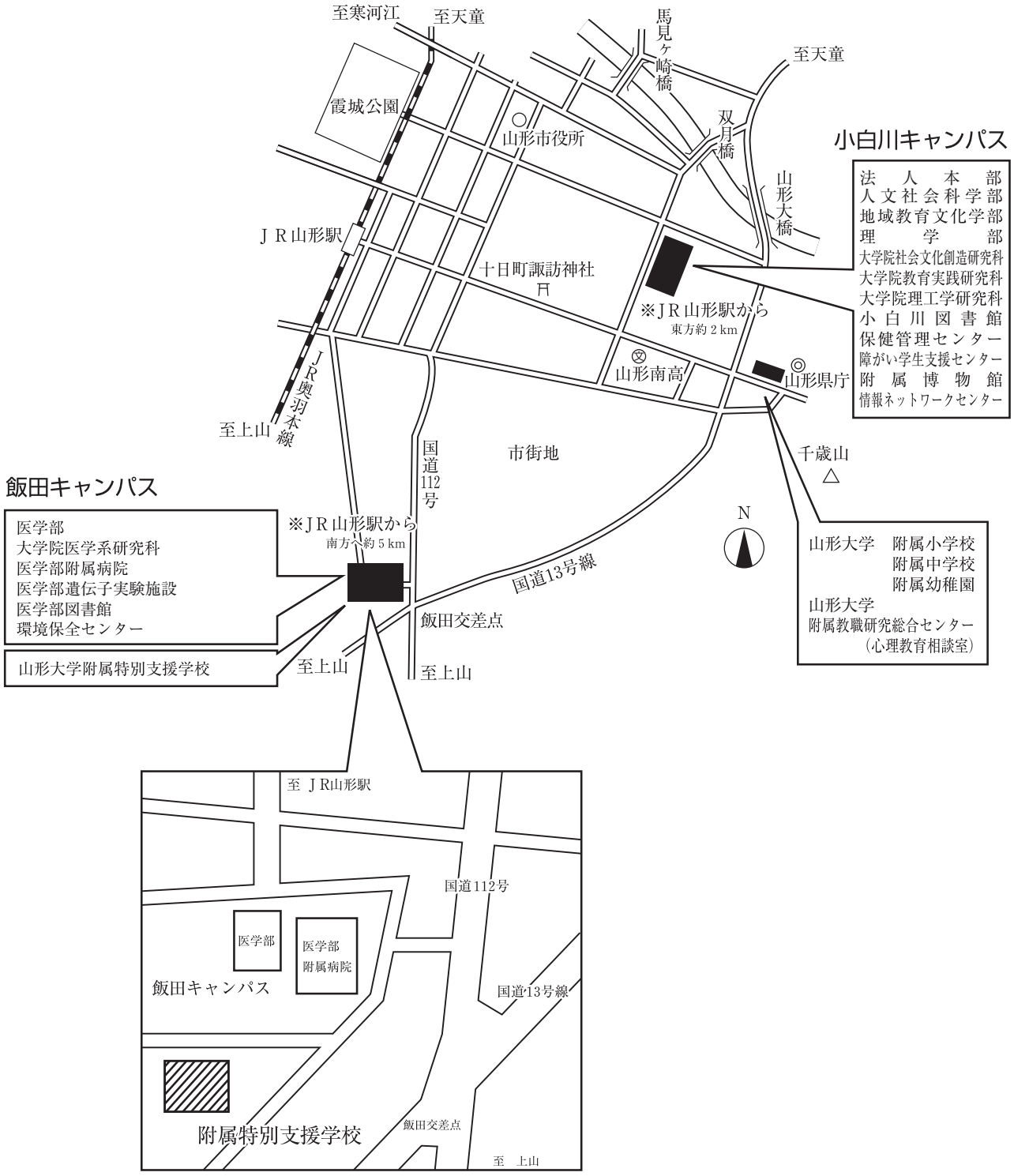

小白川キャンパスマップ

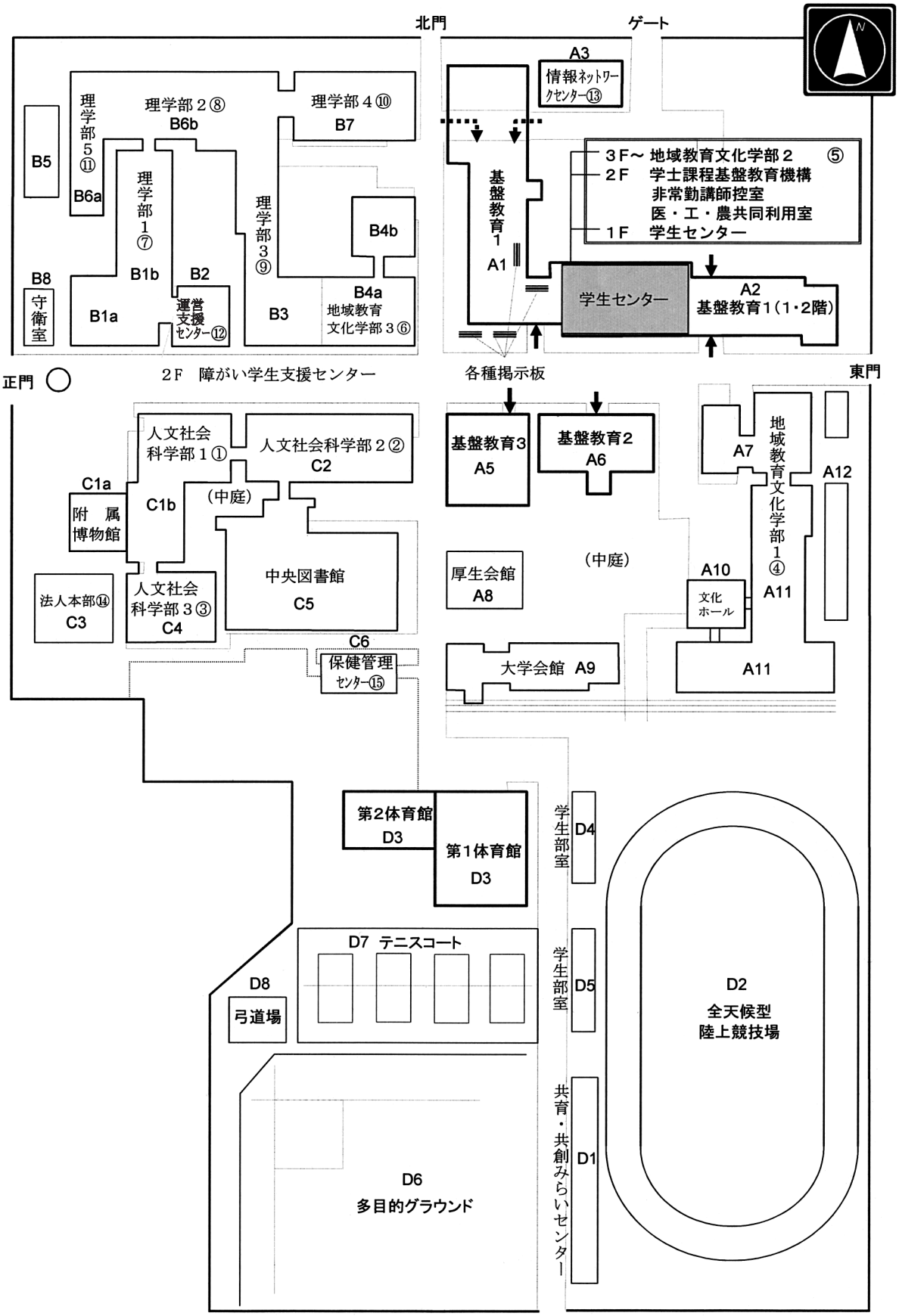

教職実践プレゼンテーションⅠ　題目（変更）届

年　　月　　日提出

大学院教育実践研究科
　　年度入学［学生番号　　］
教職実践専攻　　分野

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

教職実践プレゼンテーションⅠ題目

主指導教員　　氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

教職実践プレゼンテーションⅡ 題目（変更）届

年　　月　　日提出

大学院教育実践研究科
　　年度入学［学生番号　　］
教職実践専攻　　分野

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

教職実践プレゼンテーションⅡ題目

主指導教員　　氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

学生の行動規範

① 私たちは、大学の使命及び本学が掲げる基本理念を深く理解し、本学の構成員として学内規則を遵守するとともに、教職員等が行う教育、研究、医療及び社会貢献活動に協力します。

② 私たちは、学生である前に社会の一員であるという意識を決して忘れることなく、法令や社会規範を遵守し、積極的に社会に関わって行動します。

③ 私たちは、一人ひとりの人権と人格を尊重し、差別、偏見及びハラスメントにつながる言動は行いません。

④ 私たちは、学生の本分は勉学であることを自覚して勉学に励み、自ら研鑽して豊かな人間性、高い倫理観、幅広い教養を身につけるとともに、高度で専門的な知識・技能を修得します。

⑤ 私たちは、知の共同体に集うものとして、これまで本学が継承・蓄積してきた知に対して敬意を払います。

⑥ 私たちは、研究活動の実施及び研究成果の発表においては、社会からの信頼と負託を受けていることを自覚し、常に正直・誠実に判断し、行動します。

⑦ 私たちは、有意義で悔いのない大学生活を送るため、学生の本分を守り、健全な学生生活を習慣としつつ、豊かな人間関係を築くように努めます。

（山形大学コンプライアンス指針より抜粋）

リサイクル適性Ⓑ
この印刷物は、板紙へ
リサイクルできます。